

て構成をされておるというふうに私は聞いておるわけですが、私が、例えば農協の職員もそうなるわけですが、農協なんかを回つてみますと、今多くは農協が農協の体質を強めるというふうなことで、よう、合併の機運が盛んにありますし、いろいろなところで合併をしておる。長崎でもそういうことをやつております。あるいはリストラ、逆に身を軽くするために経営健全化のためのリストラをするというふうなことが盛んに全国で行われておるんじゃないかと思うわけです。

その中で、例えばこの改正が行われますと、六十五歳までの雇用という問題が関係をしてくるわけです。私は、今、農協あるいは漁協がそういう雇用の延長ということに取り組むような環境にあるかなというのがいさか疑問なんです。それよりも、今やっているのは体质改善とかリストラとかそういうことに力を入れておられて、雇用の延長といふのはもと先のことになるんじゃないのか。そういう意味から、この改正案について、改正が行われれば厚生年金に統合したいというふうなことを言われておられるようですねけれども、その辺がどうもしつくりしないわけです。

○政務次官(谷津義男君) 先生御指摘の雇用の延長でございますけれども、今、農林漁業団体では、高齢化の進展に対応いたしまして定年年齢の延長に努めています。六十歳以上の定年年齢を定めている農林漁業団体の割合は、平成七年で七十七・一%、それから平成十一年には九五・〇%となっています。また、農協系統組織では、高齢者雇用対策といたしまして、農協等の業務を受託する人材センターを四十四都道府県で設置しております。そして、定年退職者の再雇用に努めているところであります。ちなみに、再雇用の実績は、十年六月末で千百六十四人再雇用しております。今後における高齢化の一層の進展を考慮いたし

ますと、こうした農協系統組織の高齢者雇用への取り組みは望ましいものと考えられますので、農林水産省といたしましてはこのようないわゆる三階をさらに促進されますように適切に指導していくと思っております。

○田浦直君 それと関連をするわけですが、それも、定年という問題もございます。農林年金の支給開始年齢が六十一歳へと今度は引き上げていく

ということになりますね。そうすると、雇用と年金とのすき間といいますか、そういうものが今の状況だと出てくるんじやないかと私は心配をするわけです。このことは、やはり年金をもらつての方々にとっては、老後の不安といいますか非常に社会的な不安を抱かることになりかねない

私たちは、先ほど述べましたけれども、高齢者の雇用を延ばす、高齢者を採用するあるいは再雇用する、そういうふうなことがまだまだ農協や漁協では真剣にやられておられないんじやないかといふ

ふうな気がするんです。その段階で支給の開始の引き上げを決めるということになりかねないわけですね、現場においては定年制というものについて農林あるいは漁業団体はどういうふうに今考えておられるのか、その点についてもお尋ねをしたい

○田浦直君 お答えと現場の感じとはちょっと違

うんじゃないかなと私は感じているわけです。

そこでお尋ねしますけれども、農林省としては

この統合はどういうふうに考えておられるのか、その

点をお尋ねしたいと思います。

○政務次官(谷津義男君) 厚生年金と農林年金との統合をどう考へておられるかということですけれども、農林漁業団体は平成十年十二月に農林年金と厚生年金との早期統合を組織決定いたしまして、関係省庁にお願いをしているところであります。

また、農林水産省といたしましても、平成八年

三月の閣議決定において公的年金制度の再編成の方向が示されていること等を考えまして、高齢化の進展や農協系統の組織の統合等に伴いまして今後組合員数が減少し受給者数が増加すると見込まれております等々を踏まえ、統合の方向で検討する必要があると考えまして、関係省庁に早期統合の検討をお願いしているところであります。

○田浦直君 この農林年金の場合は三階建てに

なりっていると思うんです。一階、二階はともかくとして、この三階部分についてはどう取り扱われるのか、厚生年金と一つになつた場合。これも結構大きな問題になるんじやないかなと私は思つてゐるんです。その三階部分がそのまま統合後も存

年金が農林漁業団体について行いました調査によりますと、六十五歳定期制について既に導入ま

す。

ですからまた、世間の動向を見て検討、今後

検討予定、そういう団体が四割となつております

年金が農林漁業団体について行いました調査によりますと、六十五歳定期制について既に導入ま

す。

我々といましましては、今後、各団体が高齢化の進展に対応いたしまして定年年齢の延長を行つたための条件整備が図られるよう各系統組織を指導してまいりたいと考えているところでございま

す。

○田浦直君 お答えと現場の感じとはちょっと違

うんじゃないかなと私は感じているわけです。

そこでお尋ねしますけれども、農林省としては

この改定をして農林年金は厚生年金と一緒になりたいと考へておられるのか、その

点をお尋ねしたいと思います。

○政務次官(谷津義男君) 厚生年金と農林年金との統合をどう考へておられるかということですけれども、農林漁業団体は平成十年十二月に農林年金と厚生年金との早期統合を組織決定いたしまして、関係省庁にお願いをしているところであります。

また、農林水産省といたしましても、平成八年

三月の閣議決定において公的年金制度の再編成の方向が示されていること等を考えまして、高齢化の進展や農協系統の組織の統合等に伴いまして今後組合員数が減少し受給者数が増加すると見込まれております等々を踏まえ、統合の方向で検討する必要があると考えまして、関係省庁に早期統合の検討をお願いしているところであります。

○田浦直君 農林年金というのは一度は厚生年金から外れた経験もあります。そんなことで、また今度入つてくるということでいろんな問題がある今度入つてくるといふことになれば、これはいかにも甘やかしていいといえますか、そういうふうな感じにもとれるわけですね。

厚生年金改定というのは、二十年前に一体若い人たちが年金をもらえるかどうか、そのようなこ

とで今改定しなければならぬということであつて

いるわけですから、どの団体といえどもやはりそ

のよろづやかしの理屈は通らないんじやないか

など私は思つてゐるわけなんです。

そのようなことから、これは最後になりますけれども、ぜひ今度の年金改正問題でその辺まで検討されてひとつこの農林問題については取り組んでいただきたいなというふうに思つてゐるわけでございます。

時間ですから、これは要望にしておきたいと思ひます。以上で終わります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰です。

共済四法案のうち、私は農林年金についてお尋ねをしたいと思います。

先ほど来もちょっとございましたけれども、農水省、厚生省それぞれに、統合の話が出ておりましたので統合に対する考え方、さらに谷津政務次官

におかれましては、さきの衆議院の答弁の中でその予測の時期について平成十三年四月ということです。これは団体の意向だということのつけ加えもございましたけれども、そのような予測を述べられております。臨時国会で年金法が継続になつた、改めましてこの段階で統合の時期についてあわせて農水省、厚生省それぞれにお答えをいたしました。

○政務次官(谷津義男君) この統合の時期についてお尋ねをいたしましたけれども、農水省、厚生省それぞれに、統合の話が出ておりましたので統合に対する考え方、さらに谷津政務次官におかれましては、さきの衆議院の答弁の中でその予測の時期について平成十三年四月ということです。これは団体の意向だということのつけ加えもございましたけれども、そのような予測を述べられております。臨時国会で年金法が継続になつた、改めましてこの段階で統合の時期についてあわせて農水省、厚生省それぞれにお答えをいたしました。

ですが、団体としては十三年四月というのを要望しているところであります。

特にこの統合について、今後のスケジュールのことになりますが、農林漁業団体としましては平成十年十二月に、先ほどお答え申し上げましたが、農林年金と厚生年金との早期統合を組織決定いたしまして、関係省庁に今お願いしているところであります。

農水省といたしましても、平成八年三月の閣議決定において公的年金制度の一元化に向けた方向が示されておりましたことから、高齢化の進展や農協系統の組織の統合等に伴いまして今後組合員数が減少し受給者が増加すると見込まれておりますことを踏まえまして統合の方針で検討する必要があると考えました。以上で終わります。

農水省といつても、年金法が成立をした以降のそれぞれの手続を順次進めて、早期統合ができるよう努力をしていきたいと思っております。

○政務次官(大野由利子君) 今、農林政務次官から御答弁がございましたが、厚生省といたしましても、今後の被用者年金制度の再編成を進めるに当たりましては、平成八年三月の閣議決定を踏まえて、まずは各共済において今回の年金法の改正を踏まえた財政再計算を行うとともに、社会保障制度審議会財政部会において財政検証を行うこととしております。

それからまた、仮に農林共済を厚生年金に統合する場合には、各共済制度を所管する関係省庁などと連携を図りつつ、適切な場を設けて再編成の姿に関する議論をお願いするとともに、また同じ場で財政検証を踏まえて関係団体の合意形成を図り、統合後の給付と負担のあり方を検討していく

だいた上で、統合法案の作成や関係審議会への諮問といった所要の手続が必要となる、このように考えております。あわせて、これまで農林共済に加入されてきた方に対しまして確実に給付を行ふための実務的な準備も行う必要があると考えております。

農林共済のあり方について、今後このような手順で行われる被用者年金の再編成の議論の中で関係省庁との連携を図りつつ具体的な検討を進めてまいりたい、このように思つております。

○郡司彰君 考えについては十分理解をしておりません。

農林漁業団体が農林年金の厚生年金への統合を実現するには、現在の財政状況というよりも、公的年金制度の一元化に向けた平成八年三月の閣議決定を真剣に受けとめたこと、農協系統の事業、組織の見直しの一環として農協員数の削減を進めていることから、農林年金の組合員数が減少していることが背景にあるものと思っております。

お願いしているところであります。

農林年金と厚生年金との統合のためには、現在御審議いただいている新たな年金制度の枠組みで財政再計算を行いまして、社会保障制度審議会年金數理部会で検証いただきまして、公的年金制度に関する一元化懇談会において関係者間の調整や合意形成を図る等の手続が必要になつてしまります。

ながらこれら手続を順次進めて、早期統合ができるよう努力をしていきたいと思っております。

○政務次官(大野由利子君) 今、農林政務次官から御答弁がございましたが、厚生省といたしましても、今後の被用者年金制度の再編成を進めるに当たりましては、平成八年三月の閣議決定を踏まえて、まずは各共済において今回の年金法の改正を踏まえた財政再計算を行うとともに、社会保障制度審議会財政部会において財政検証を行うこととしております。

それからまた、仮に農林共済を厚生年金に統合する場合には、各共済制度を所管する関係省庁などと連携を図りつつ、適切な場を設けて再編成の姿に関する議論をお願いするとともに、また同じ場で財政検証を踏まえて関係団体の合意形成を図り、統合後の給付と負担のあり方を検討していく

だいた上で、統合法案の作成や関係審議会への諮問といった所要の手続が必要となる、このように考えております。あわせて、これまで農林共済に加入されてきた方に対しまして確実に給付を行ふための実務的な準備も行う必要があると考えております。

農林共済のあり方について、今後このような手順で行われる被用者年金の再編成の議論の中で関係省庁との連携を図りつつ具体的な検討を進めてまいりたい、このように思つております。

○郡司彰君 考えについては十分理解をしておりません。

農林漁業団体が農林年金の厚生年金への統合を実現するには、現在の財政状況というよりも、公的年金制度の一元化に向けた平成八年三月の閣議決定を真剣に受けとめたこと、農協系統の事業、組織の見直しの一環として農協員数の削減を進めていることから、農林年金の組合員数が減少していることが背景にあるものと思っております。

はいつもだらだらとお考えですか。

○政務次官(大野由利子君) 年金法の改正法案をまず成立させていただいて、その後、鋭意一生懸命努力もさせていただいて、またその準備には多少の時間がかかるかと、このように思つております。

明確にいつとは、今後の検討の段階が必要でござりますので、今の時点では申し上げること難しい状況でございますが、いろいろ急がなければならぬというふうには思つております。

○郡司彰君 年金法が成立をした以降のそれぞれの検証やら審議会等が幾つかあるわけでありますて、成立をした以降、どのぐらいの月数があれば可能だということでしょうか。

○政務次官(大野由利子君) 今の時点でははつきり申し上げることはちょっと無理かと思ひます。

○郡司彰君 いずれにしましても、閣議決定、八年の「一元化」の方針というものが一方であります。一方で農林年金そのものの財政の悪化といふものも指摘をされてきましたが、これで、農水省としてこの間の農林年金の財政悪化の原因についてはどのようにお考えでしようか。

○政務次官(大野由利子君) 平成十年度における農林年金の財政状況からお話し申し上げたいと思います。

これらで農林年金そのものの財政の悪化といふものも指摘をされてきましたが、これで、農水省としてこの間の農林年金の財政悪化の原因についてはどのようにお考えでしようか。

○郡司彰君 いずれにしましても、閣議決定、八年の「一元化」の方針というものが一方であります。一方で農林年金そのものの財政の悪化といふものも指摘をされてきましたが、これで、農水省としてこの間の農林年金の財政悪化の原因についてはどのようにお考えでしようか。

○政務次官(大野由利子君) 平成十年度における農林年金の財政状況からお話し申し上げたいと思います。

これは、収入は五千百三十億円、支出は四千九百五億円で、二百二十五億円の黒字となっておりました。また、平成十年度末の給付準備金、これは積立金ですが、一兆九千九百六十一億円となつておりまして、現時点では財政状況が悪いわけではありません。

○郡司彰君 考えについては十分理解をしておりません。

農林漁業団体が農林年金の厚生年金への統合を実現するには、現在の財政状況というよりも、公的年金制度の一元化に向けた平成八年三月の閣議決定を真剣に受けとめたこと、農協系統の事業、組織の見直しの一環として農協員数の削減を進めていることから、農林年金の組合員数が減少していることが背景にあるものと思っております。

○政務次官(大野由利子君) その点につきましては、今御指摘のあったことは否めない事実でありますけれども、政務次官、衆議院の方でお答えになりました。その辺につきましては団体ともいろいろ相談をしながら、この辺についての対処とすることについては適切に指導してきましたつもりでございます。

○郡司彰君 再計算が都度あるわけありますけれども、三回前の再計算のときにも、衆議院の方に農協の職員が参考人として出席して、その中で

も、当時の賃金の水準その他を含めてこのままで立ちはだかないと、いうような意見の陳述もしているはずであります。十分にその辺のところを理解しておつたと思うのであります。

確かに単年度の数字は先ほどお聞きしました。しかし、長期的に見れば悪化の一途をたどってきることは間違いないわけでありまして、その辺のところについての農水省のこれまでの反省というものがなければ、今後、統合ということに関しても、ほかの省庁を含めて理解を得られないんではないかという気がしますが、どうでしょうか。

○政務次官(谷津義男君) この件については、例えば地方公務員に比べまして農協あるいはそういう農業団体にお勤めの方の給与水準というのはそれ高くはないわけですね。そういう中でいろいろ議論してきた問題ですから、今、先生がおっしゃるよう、統合について給与水準が地方公務員並みにいっているのならば御指摘のとおりかもしれません、かなり低い水準にあることは御存じのとおりでありますので、御指摘は当たってないんではなかろうかと思います。

○郡司彰君 ちょっと意見が食い違っているようですが、それでも、例えば別の角度から言いますと、平成三年、十九回の全中全国大会があつて組織再編方策というものを決定した。さらに、平成八年、一九九六年、生産性向上三〇%を実施すると

いうことで、そのうち一五%は職員の削減、五千人を減らしていくこと。現実問題として、農林年金の被保険者の数が平成六年の五十二万人から現在は四十八万人と約四万人ほど減ってきているわけであります。こういうような感覚がします。

一九九七年ですか、J.TあるいはJ.R、N.T、旧三公社の統合という話がございました。その際に農水省には、厚生省からこの際統合してはどうなんだ、そのようなお話をありませんでした。

確かに単年度の数字は先ほどお聞きしました。

R、J.T、N.T共済の厚生年金との統合に関しては、確かに先生がおっしゃいましたように、J.Tただ、今、先生がおっしゃいましたように、J.T

六二月から平成七年七月までに公的年金制度に関する一元化懇談会において検討された上で平成八年三月に決定されたものです。その後、農協系

統は平成九年十月のJA全国大会において要員の五万人削減計画を決定いたしました。

農林漁業団体としては、公的年金制度一元化に向けた平成八年三月の閣議決定とこの農協系の五万人削減計画を踏まえまして、組織内で今後の農林年金制度のあり方にについて検討を進めた結果、平成十年十二月に厚生年金との統合について組織決定をするに至ったものであります。

○郡司彰君 私どもからすると、遅きに失した統合への話ではなかつたかという感じがどうしても否めません。

○政府参考人(矢野朝水君) 当然、閣議決定以降、厚生省としては一元化の推進ということをうたつてきたわけでありますから、前回の旧三公社の統合時に農林年金に関して厚生省の方からはそういうような指導といいますか、考え方を打診したということはなかつたんでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) そういうことはございません。

この公的年金制度の再編成といいますのは関係者間の合意形成というのが非常に重要なことで、そういうた當事者からの中申し出、こういったもの

をきつかけに関係者で御相談をする、こういう形で進めておるわけでございます。

○郡司彰君 事務的な話じゃなくて考え方、そういう流れがあったかということですでの、政務次官の方にお答えをいただきたかったと思ひます。

それから、今回のこの関係につきましたけれども、基金

の問題、それから移換金、持參金などというふうに書いてあるところもあるわけでありますけれども、この問題が出てきております。この移換金の話は聞いておりません。

ただ、今、先生がおっしゃいましたように、J.Tまだ、今、先生がおっしゃいましたように、J.T

R、J.T、N.T共済の厚生年金との統合に関しては、確かに先生がおっしゃいましたように、J.T

六二月から平成七年七月までに公的年金制度に関する一元化懇談会において検討された上で平成八年三月に決定されたものです。その後、農協系統は平成九年十月のJA全国大会において要員の五万人削減計画を決定いたしました。

○政務次官(谷津義男君) 厚生省はどのようにお考えかをお聞かせください。政務次官、答えてください。

○政務次官(大野由利子君) N.Tの、済みません、ちょっと後半の……。

○郡司彰君 N.Tの統合の際の移換金あるいは基金の実態についてもお聞かせいただきたいといふことです。

○政務次官(大野由利子君) N.Tの、済みません、ちょっと後半の……。

○政務次官(大野由利子君) 平成九年にN.Tと共に組織決定をするに至ったものであります。

○郡司彰君 私どもからすると、遅きに失した統合への話ではなかつたかという感じがどうしても否めません。

○政務次官(大野由利子君) 当然、閣議決定以降、厚生省としては一元化の推進ということをうたつてきたわけでありますから、前回の旧三公社の統合時に農林年金に関して厚生省の方からはそういうような指導といいますか、考え方を打診したということはなかつたんでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) そういうことはございません。

この公的年金制度の再編成といいますのは関係者間の合意形成というのが非常に重要なことで、そういうた當事者からの中申し出、こういったもの

をきつかけに関係者で御相談をする、こういう形で進めておるわけでございます。

○政府参考人(矢野朝水君) これは非常に技術的な問題ですので、私の方からお答え申し上げたいと思います。

N.Tが厚生年金に統合されたわけですから、これが非常に問題なのです。

○政府参考人(矢野朝水君) これは非常に技術的な問題なのです。

○政府参考人(矢野朝水君) これは非常に細かい問題がございまして、例えは予定利率五・千億

というのを前回は予定利率五・五%ではじいたん

ですけれども、この予定利率をどうするかとか、非常に細かな技術的な問題がございます。

いまして、前回と全く同じで、全く同じ算定方法で計算するのかとありますと、これはやはり関係者間でよく相談をして、例えは予定利率をどう算定するのかと、こういった問題を含めて御議論いただかなければいけないと思っております。

○郡司彰君 私の方は、この移換金、なぜ確定給付分で移換しなければいけないのか、その根拠は

どうなんだということをお聞きしたかったわけではありませんが、先ほど厚生政務次官の方から、まだ決まっていない、これからだということであれば、全然これは質問が違つてしまりますので、改めて確認をしますけれども、これから移換金の内

容について考えるということでよろしいですか。

ていくために、地方公務員の数というのは必ずしも今までどおり減らないかもしれないということをも想定しておかないと年金財政上はまずいんじやないかと思うのでござりますが、その辺はどうお

• 2

○政務次官(橘原太郎君) 御存じのように、地方公務員は大体五十歳、四十歳のところに相当の塊がございまして、それでその辺の計数を考えますと、ただ単に今までの財政再計算では組合員数を一定として計算しておりますけれども、そういった塊を考えると最終的には逆三角形の勤務形態が出てまいるわけでございまして、これらをもやはり考え方をきいていいということを考えますと、人口高齢化あるいは少子化の問題等、さらには公務員のいわゆる年齢別の数の大小、これらも考えて慎重に再計算は行うべきであろうと、このように考えております。

させでいただいておるということをございまして、やはり財政再計算のところにおきましては、あらゆる条件というものを推計しながら、再計算はあくまで再計算でござりますから行つておく必要があるだろう、このようと考えております。

○朝日俊弘君 改めて申し上げるまでもないことがかもしれません、年金の数理に基づく再計算というものは余り意図的、政策的誘導を前提にして、ただいては困りますので、ぜひそこは公正にやつていただきたいと思います。

そのこととも一部関連するんですが、地共済で約三十二兆円の積立金がございますね。これをさういふことをやっていくと、どうも前段で再計算によつて今後も貢献していく、

されても、後で積み立ててしまふと、貯蓄額が少なくて、保険料水準は切り下げるといふ形にならざるを得ません。これは地共済だけの問題というわけではないかもしれませんが、地共済だけでも約三十二兆円の多額な積立金を持つてゐるわけですが、これについてどういうお考へで対応されていゝのか、お尋ねします。

○政務次官(橋本太郎君) 簡潔に申し上げますと、先ほど申し上げましたように逆三角形に地

時間の関係がありますので先を急ぎます。
支給開始年齢の引き上げの問題と関連して二つ
ほどお尋ねします。これは先週の本会議でも質問
させていただきましたが、今回は地方公共団体に
かかわっての問題に絞ってお尋ねしたいと思います。
一つは、地方公共団体における中高年齢者の雇
用促進の問題であります。

いて、高齢職員のニーズや当該団体の業務の実情等を踏まえつ高齢者雇用が推進されるよう引き続き必要な助言等を行つてまいる所存でござりますので、議員のお気持ちは十分わかっております。私もよくわかつております。そういうことでよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○朝日俊弘君 十分御理解をいただいてると申いますが、一つは個人の希望というかあるいは見

昨年、地方公務員法の一部改正で高齢者の再任用制度という制度が新しくできました。たしかに成十三年度からの実施だというふうに伺っていますが、再任用の場合にもフルタイムであつたりあるいは短時間勤務ということであつたり、勤務形態が二種類ほどあるようですが、この制度がどううまく機能してくるかということと、その地方公共団体における中高年齢者の雇用促進という問題と密接に関連すると思うんですが、現時点でこの制度運用についてどのようなお考えをお持ちのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(橋本太郎君) 私も会社を経営しております。

体的な条件というか、という問題もあるでしょうし、それからもう一つは自治体、地方公共団体の状況、事情もあるでしょうし、それをうまく結びつけないといかないわけで、そういう意味ではお答えのようにできるだけいい制度として運用できるようになります。ぜひ御努力をいただきたいと思いまして、またその結果として何か雇用形態が違うことによって余り差がついてしまってもまたそれはそれで問題になりますので、ぜひその点も含めて御検討をいただきたいと思います。

次に、これは今後の課題ということになりますが、ようやく、今国会には労働省の方から高年齢者等

しては、やはり安定運営ということを考えますと、多少はかの共済よりも多くても安定運営のためには置いておく必要があるのではないか、このように考えております。

議員御指摘のとおり、平成十三年からこの再任され
りましたので、六十歳から六十五歳の間の方々の
問題につきましては非常に身につまされる思いで
おるわけでござります。

○朝日俊弘君 この問題は本体の制度改正とも絡

用制度が運用されるわけでありますけれども、この運用につきましては、やはり当店二回のミーティ

の雇用の安定等に関する法律の一部改正案が提出をされていまして、中身はあれこれありますが、要するに民間企業における定年制の延長のことにについて触れております。

そこで、いすれはというか、もう既に地方公務員の定年制の延長についても論議がされているやに伺つていますが、例えば地方公務員制度調査研究会などでそんな議論がされているというふうに伺つてますが、この辺についての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(橋本太郎君) 私、先ほど申し上げましたとおり、民間におきましてもここのことば非常に重要なポイントであろう、このように考えまして、この辺に對して民間もいろんな動きをしておることは承知いたしておるところでござります。まだ移行期と申しましようか、統計によりますと、実際に六十歳から六十五歳までの間で定年延長をしておる民間の企業はまだまだそう多くございません。

そういう中で、私は、どちらかといいますと、やはり人間六十五歳まで働く職場づくりといいうものが必要だろう、このように考えておるわけであります、いろんな審議会等におきまして十分に御検討いただきまして、社会の状況その他を十分に見きわめながらこの定年制のあり方に官民共通して取り組む必要がある、このように考えておるところでございます。

地方公務員の定年制のあり方につきましては、昨年四月の地方公務員制度調査研究会報告におきまして、地方公務員の高齢者雇用のあり方につきましては、将来の六十五歳定年も視野に入れて引き続き検討を行う必要がある旨指摘されておりました。何としても、今後の民間企業における定年齢の引き上げの状況、国家公務員の動向などを踏まえながら、先ほど申し上げましたように官民あらゆる分野におきましてこの問題につきましては、鋭意検討していく必要があろうと存じておるところでございます。

○朝日後弘君 ゼひよろしくお願ひしたいと思い

ますが、ただ一点私見を申し上げれば、例えば六十五なら六十五ということを一律に線を引くということはある程度制度上必要なのかもしれませんけれども、個々の対応を考えますと、もう少しフレキシビリティーも兼ね合わせなきやいけないのかなと思っています。ぜひそんな点も念頭に置きながら検討をいただければと思います。

最後に、今回の法改正の中身とは直接関係ないのかも知れませんが、実は昨年、一昨年と中央省庁の再編の法案が成立をしまして、その中で、来年一月からですか中央省庁が新しい仕組みに変わることですが、その中央省庁再編の中でこれまでの審議会のあり方を大幅に見直そうということが指摘をされておりまして、その方向でそれぞれに、各省庁の方で検討されていると思います。

私が気になりますのは、審議会の整理統廃合と

今、各審議会の下部機関として共済分科会、従前のもの

指摘をされたりまして、その方向でそれそれ

に伺つておるわけです。

地方公務員共済の運営について、これまで趣

旨としたならば職員の代表を含めて三者構成ででき

るだけ民主的に協議運営していく、こういうこ

とで設置されてきた審議会が廃止されるとなると

一体どうなるんだろうかと。一つは、どうなるん

ですかということをお尋ねしたいし、今後のあり

方の中でも、とりわけ職員の皆さんとの声を十分に反映した形の運営をしていただきたいと強く願つておるわけでして、その辺、どんな形でどんな運営をされていらっしゃるのか、現時点でのお考

えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(橋本太郎君) 委員御指摘のとおり、厚生年金は金融機関への振り込みによる支給が行なわれておりますが、老齢福祉年金については受給者が年金証書を指定の郵便局に持参して支払いを受けるということになっておりますね。老齢福祉年金の受給者はおおむね九十歳以上で、東京都内に約一人、全国で二十から三十万人いらっしゃるところと聞いておりますが、高齢化が進んで現在の受給方法では負担が大変大きいと陳情をいただきま

た。何とかしていただきたいということです。特に高齢者にとっては、歩くのも御不自由でございますので、近くの金融機関で受け取ることができるよう御検討をいただければと思います。実際、共済組合の行う短期給付、長期給付、福祉事業に関する事項のうち、組合員及び受給権者の権利義務に関するものについての命令の制定または改廃の立案などとされたところでございます。つまり、施行法においてそういうものを行なうということにされたところでございます。

今回の機能の移管に対応するため、地方財政審議会の下部機関として共済分科会、従前のものにかわるもの、共済分科会を設置することとしており、この中に組合員を代表する者の参考をいたしましたが、いまして、職員の皆様方にもお入りいただいて幅広く御意見を承ることにしていきたい、こう考えておるところでございます。

○朝日後弘君 地方財政審議会の中の分科会といふのはいささかびたつところもあるんで

すが、分科会の構成なりあるいは運営なり、ぜひ民主的な形での運営と、可能な限り職員の意見を反映させるような形での運営を強くお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○政府参考人(小島比登志君) まず、老齢福祉年金の受給者の数でございますが、この数は昭和五十年以来年々減少しておりますが、その数は平成二十年度末で二十一万五千人、こういうことになります。

次に、老齢福祉年金の支払い方法につきましては、先生御指摘のように、昭和三十四年の国民年金制度の発足以来、受給者が国民年金証書を郵便局に提示して年金が受けられるという仕組みをとっているわけでございます。こうした仕組みにつきましては、一つは、郵便局は全国に約二万四千カ所あるということで、最も普及している受取窓口であると考えられます。また、受給者本人が受け取りに来られない場合には委任状により代理人が受け取ることも可能であるということもありますし、私どもいたしましては受給者の方々におおむね定着している仕組みではないかと考えているところでございます。

これを銀行等の金融機関でも受給できるよう

できないかということをございまして、このシステム

では機械化を導入した新たなシステム開発が必要であるということをございまして、このシステム

開発には相当な費用と時間というものがかかると

いうことでなかなか難しい問題だと考えておりま

すが、御指摘も踏まえまして、受給者の利便の向

上という観点に立ちましてさらに幅広い角度から

この点につきまして検討してまいりたいというふ

うに考えております。

○沢たまき君 ありがとうございます。検討しないと言われたらどうしようかと思つたんです、ぜひ御検討をいただきたいと思っております。

それでは伺います。

共済年金の各制度間でかなりばらつきがありましたが、保険料の掛金率は、国共済で一八・三九%、地共済で一六・五六%、私学共済で一三・三%、農林年金で一九・四九%となつております。また、被保険者数と受給権者数の割合を見てみると、厚生年金で二対一、国共済で一・三八対一、地共済で一・八一対一、私学共済で二・一対一、農林年金で一・七対一となつております。

また、財政状況の目安となる年金財政指標総括表で見てみても、平成九年度の積立比率は、厚生年金が十三・〇〇倍、私学共済が十二・七三倍、農林年金が五・二五倍となつております。

今回の改正でそれぞれの年金制度の将来の見通しはどうなるのか、概略を御報告いただければと思います。(林芳正君)

○政務次官(林芳正君) それでは、まず国共済の方から申し上げさせていただきたいと思いますが、先ほど朝日委員からも地共済についていろいろお尋ねがあったとおりでございまして、並びで財政再計算をやらせていただいております。三つのケースを置いて、そのもとのやつてございまして、十一年度の財政再計算は今度の制度改正におきます給付水準の見直しとそれから保険料率を五年間据え置くというところも盛り込んで減少するケースについて見てみますと、これは加入者数が将来、平成七十二年、今から六十年後に減少するといふ最も厳しいケースについて見ます。

このうち、最も厳しい出生率の低下に伴う学齢人口の低下、学齢人口の減少に比例して加入者が減少するケースについて見てみますと、これは加入者数が将来、平成七十二年、今から六十年後に減少するといふ最も厳しいケースについて見ます。

このうち、最も厳しい出生率の低下に伴う学齢人口の低下、学齢人口の減少に比例して加入者が減少するケースについて見てみますと、これは加入者数が将来、平成七十二年、今から六十年後に減少するといふ最も厳しいケースについて見ます。

○政務次官(橋本太郎君) 地共済の方でございますが、私は、組合員数の減少の幅が最も大きくなる対厚生年金被保険者数比率一定で減少するケースでは、保険料率を五年間据え置き、以後五年ごとに二・二%ずつ引き上げていけば、平成三十七年度に最終保険料率は二六・六四%となり、厚生年金の財政再計算における最終保険料率二七・六%に比べ若干低い率で将来にわたって財政の均衡を保つことができる見通しでございます。

なお、現行法を前提とした最終保険料率の見通しは三五・七六%でございまして、今回の制度改正によって最終保険料率が相当抑制されておると考えております。

○沢たまき君 二問しただけでもうあと三分しかないので、すごく困っちゃったなと思っているんですけど。

先ほど朝日議員は国共済のことをおっしゃいましたけれども、支給開始年齢引き上げに伴って、六十歳代前半の雇用について、国共済と地共済の

最終的なならすところで平成三十七年度の最終保険料というのが二九・八%というふうになつてお

りまして、これは同様に計算した厚生年金の場合の二七・六%に比べ若干、一割程度高くなつてお

りますが、この水準でいわゆる平衡に達するのでないかというふうに思つておるところでございま

す。

今、まま何もしないとどうなるかということでございますが、これは最終的には三七・八%といふになりますが、それと比べますと、今回の改定案に基づきまして二九・八でござりますが、この水準でいわゆる平衡に達するのでないかというふうに思つておるところでございま

す。

○国務大臣(中曾根弘文君) 私学共済について御説明を申し上げますが、今、委員から御説明があ

りましたように、私学共済におきましては、今、保険料の掛け率は一三・三%、それから被保険者数と受給権者数の割合が二・一対一、そして平成九年年度の積立比率は十二・七三倍となつております。

将来見通しにつきましては、今回の改定案と掛け率の据え置きを前提といたしまして、将来加入者数の見込み方について先ほどからお話をありますように三通りのケースを想定して行われております。

このうち、最も厳しい出生率の低下に伴う学齢人口の低下、学齢人口の減少に比例して加入者が減少するケースについて見てみますと、これは加入者数が将来、平成七十二年、今から六十年後に減少するといふ最も厳しいケースについて見ます。

このうち、最も厳しい出生率の低下に伴う学齢人口の低下、学齢人口の減少に比例して加入者が減少するケースについて見てみますと、これは加入者数が将来、平成七十二年、今から六十年後に減少するといふ最も厳しいケースについて見ます。

○政務次官(谷津義男君) 私の方からは農林年金について申し上げたいと思います。

農林年金の財政の将来見通しにつきましては、今回の制度改正による給付水準の見直しと掛け率の据え置きを前提として、また将来の組合員数について複数のケースを想定しまして試算をしてお

ります。

このうち、組合員数が厚生年金の被保険者数の減少に運動して減少するケースについて見ますと、掛け率を五年間据え置き、以後五年ごとに二・九%ずつ引き上げていけば、平成三十二年度に最終掛け率は二九・七%となります。厚生年金の財政再計算における最終保険料率二七・六%に比べ割弱程度高い水準で均衡するものと見通され

ます。また、組合員数が農協のリストラにより五万人減少した後、厚生年金の被保険者数に運動して減少するといふ最も厳しいケースについて見ますと、平成三十六年度に最終掛け率は三四・四%となりますが、この点に関しては、年金制度面では減少した後に厚生年金の被保険者数に運動して減少するといふ最も厳しいケースについて見ます。

○政務次官(橋本太郎君) 地共済の方でございますが、私は、組合員数の減少の幅が最も大きくなる対厚生年金被保険者数比率一定で減少するケースでは、保険料率を五年間据え置き、以後五年ごとに二・二%ずつ引き上げていけば、平成三

十七年度に最終保険料率は二六・六四%となり、厚生年金の財政再計算における最終保険料率二七・六%に比べ若干低い率で将来にわたって財政の均衡を保つことができる見通しでございます。

なお、現行法を前提とした最終保険料率の見通しは三五・七六%でございまして、今回の制度改正によって最終保険料率が相当抑制されておると考えております。

○沢たまき君 最後になつてしまいますが、農林年金の積立比率が被用年金制度の中でも最も低い理由というのは何でしょうか。

○政府参考人(石原義君) ただいま先生が御指摘ございましたように、農林年金の積立比率が非常に低くなつております。昭和六十年度に八倍でございましたものが平成九年度には五・二五倍となつております。このように農林年金の財政状況が急速に悪化してきたといいますのは、二つ理由があると思っております。

一つは、年金制度の成熟化が急速に進んできたこと、これが一つでございます。それから

加入者は平成十三年度から再任用制度が実施されるということになつていますね。私学共済と農林の加入者は各学校法人ごとに決められております。

それで、最も多い定年年齢は、大学、短大の場合が六十五歳、それから高校、幼稚園、専修学校の場合が六十歳となつております。

このことから、特に六十歳代前半の高校以下の教職員についての対応が問題となるわけでございまが、この点に関しては、年金制度面では繰り上げ支給制度が設けられているところでございます。また、雇用面では、この通常国会に提出されている高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改定案におきまして、六十五歳未満の定年の定めをしている事業主に対して、当該定年の引き上げ等による六十五歳までの雇用の確保を図るための努力義務の強化が盛り込まれているところでございます。

このような動きを踏まながら、各私立学校におきまして、今後、定年のあり方等について適切な対応がなされるものと、そういうふうに考えております。

○沢たまき君 最後になつてしまいますが、農林年金の積立比率が被用年金制度の中でも最も低い理由というのは何でしょうか。

○政府参考人(石原義君) ただいま先生が御指摘ございましたように、農林年金の積立比率が非常に低くなつております。昭和六十年度に八倍でございましたものが平成九年度には五・二五倍となつております。このように農林年金の財政状況が急速に悪化してきたといいますのは、二つ理由があると思っております。

一つは、年金制度の成熟化が急速に進んできたこと、これが一つでございます。それからもう一つは、基礎年金の拠出金につきましては、

各制度の加入者数とその被扶養配偶者数による人頭割ということがなっておりまして、農林年金は給与水準が非常に低いということで、相対的に人頭割の負担が結果的に大きくなっているという、この二つによるものと考えております。

○沢たまき君 急いでやります。
年々国民年金の繰り上げ受給率が下がっているのは減額率がきつ過ぎるからではないかと思うんです。今回の各種年金についても繰り上げ支給の道は開かれていますが、六十歳繰り上げの減額率の四二%というものは余りにもきつ過ぎる、何か懲罰的である、こういうふうに思つてしまふんです。いかがでしょうか。本日のマスコミ報道によれば三五%に引き下げるような話が出ておりましたけれども、その真偽のほどはいかがでございましょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) これは、衆議院の厚生委員会におきまして坂口先生の方から減額率を見直すべきだと、こういう御質問があつたわけでございます。そのとき、厚生大臣が、新しい生命表に合わせまして、二〇〇一年の四月、平成十三年の四月からの新規裁定者につきまして見直しをしたいと。それで、新しい生命表に置きかえると、あらあらですけれども三五%前後になる、こういう答弁を厚生大臣が行つたわけございます。

○沢たまき君 ありがとうございます。終わり

○井上美代君 日本共産党の井上美代でござります。

ことだというふうに思つております。特に、この年金問題については国民の命と暮らしがかかっている重要な法案であるということを思つております。

○沢たまき君 急いでやります。
もう一つは、厚生年金ときょうの四法案が同じであるというような論があるようですが、私はこの四法案の一つ一つを深めて見まして、相当これは違うというふうに思つているわけなんですね。そして、私は三十分の時間をいただきました。ぜひとも時間を持つていただきたいといふうに思います。

まず質問ですけれども、共済年金の改正ですかねでも、厚生年金の改正のところで厚生省がサラリーマンの夫と専業主婦と子供二人の平均的なモルセラードの年金の影響額の試算を明らかにされていますね。二〇二五年度に六十歳で退職する場合、影響額ですけれども、老齢年金受給総額がどうぞも、厚生年金の改正のところで厚生省がサラリーマンの夫と専業主婦と子供二人の平均的なモルセラードの年金の影響額の試算を明らかにされていますね。二〇二五年度に六十歳で退職する場

それで、私は女性の年金に絞つて、いわゆる影響額を試算して出してほしいというふうに思つてゐるんですけども、公務員共済が一体どのぐら

いになるのか、地公共済がどうなるのかを知りたいのですが、御答弁願います。

十五歳現役社会を見据えた改正内容を反映したものがなっているということを言えよかと思ひます。

○政府参考人(藤井秀人君) お答えいたします。

なお、初めに申し上げましたように、今回の制

度改正はあくまで長期的な給付と負担の均衡の確保を目的としているということをございますから、先ほどもある議論がございましたけれども、國共済の場合、最終保険料率も財政再計算の一つのケースで見ますと三七・八%から二九・八%、約二割程度低下するということが見込まれてゐる

国共済の場合は、ただ単にその数字だけではなく、これららの点も含めて総合的にとらえることが必要であるというふうに考えております。

○政府参考人(木寺久君) ただいま御指摘のモ

ルによります地方公務員共済の試算の結果を御報

告申し上げます。

今回の制度改正が完成をいたします平成三十七

年度以降に六十歳で退職した女性が受ける地方公

務員共済年金の生涯年金受給額につきましては、

ただいまの国家公務員共済年金と同様の前提条件

で試算をいたしましたと、今回の制度改正により約

五千八百万円から約四千四百万円になります。

年金及び退職共済年金を受給するものとして、一

六十五歳時の平均余命、これが二十三年間とい

うことを前提といたしまして八十七歳まで老齢基礎

年金及び退職共済年金を受給するものとして、一

定の大好きな仮定を置きましたと試算をいたしま

た。その結果で申し上げますと、制度改正後の女

性一人世帯が生涯に受給する年金額、これは改正

前に比較いたしまして平成十一年度価格で千三百

万円程度減少するという結果になつております。

さらに、若干これについて付言いたしますと、

この減少額のうちの過半は支給開始年齢引き上げ

によって六十歳代前半におきまして年金が支給さ

れなくなるということをございまして、いわば六

十歳現役社会を見据えた改正内容を反映したも

のとなつてゐるということを言えよかと思ひます。

私は、私立学校教職員共済の場合も試算をこ

に持っております。私学の場合には、ひとり暮らしの女性で四千四百万円から三千四百万円、一千

万円カットです。このようなことが許されるで

しょうか。このような改悪が簡単にやられては本

に大変だというふうに思ひます。

きょうは担当大臣、中曾根文部大臣がおいでく

れました。

私は、質問に入る前に申し上げたいことがあります。それは、この審議がいよいよ始まりましたけれども、自公の与党三党が、定年退職後の我々の生活がかかるつている、その支柱ともなる大事な年金法案を審議するこの委員会を一方的に日程を決められて、そして三日には三党だけでその審議に入られたということ、これは非常に残念な

ださっております。また、後刻になるんでしょうか、農水大臣もおいでくださるようですけれども、そもそもきょうの委員会は予算委員会とあわせてやられています。大臣がおいでにならないときにこのように重要な法案が審議されるというのは、私は心外です。だから、そういう意味でも私は大臣とやはりお話ををして、審議の答弁を欲しいというふうに思っています。

国家公務員共済年金について質問をさせていただきます。

國家公務員共済の審議会があります。ここで貝塚啓氏が宮澤大蔵大臣の諮問に対して「国家公務員共済組合制度の改正について」という答申をされておりますけれども、ここに幾つかの意見があります。

時間もありませんのでどうたくさんは出せない

ですけれども、例えば「なお、共済年金が退職年金としての性格を有することからすれば、六十歳台前半の雇用確保が未だ不確実な現段階において、厚生年金との並びで支給開始年齢の引上げを先行決定することは拙速ではないか」と、こういふ意見もありますし、また「職域年金部分の取扱いに関し、国家公務員制度の一環としての共済年金の在り方からすれば、国家公務員の定年が法律で原則六十歳と定められている以上、引き続き六十歳からの支給としてはどうか、との意見もあつた」と、こういうふうに議事録に出ております。これらの意見のとおり、国家公務員は六十歳代前半の雇用の保障もない、そして定年延長の議論も始まつばかり、この段階で支給先送りだけ決定してしまうというのは、これは問題であるといふふうに思います。国民の年金制度への不信、そしてまた将来への不安というのは今もう本当に高まっておりまして、若い人の間でも広がつております。経済発展にとつても大きなマイナス要因になります。

こういった制度改正は私はすべきではないと、このように思っておりますけれども、大蔵政務次官、御答弁を願います。

○政務次官(林芳正君) 御指名をいただきましてありがとうございます。

今、るる井上委員から御指摘があつたところでございますが、まず若年層の不安ということがございましたので、私ももう若年とは言えませんが、まだ三十九でございますので、周りの意見をいろいろ聞いておりますと、無制限に給付だけを約束してその負担がどうなるのかという議論がなされないということに本来の意味での不信がある

ことだらうなどいうふうに考えておるところでござります。そういう意味で、今回の改正というのも給付と負担の関係を見据えながら、きちっと持続的に続けられる制度を目指していくかという点で改正をやっておるということをまず御理解いただきたいと思います。

そこで、御指摘があつた公務員の定年との関係でございますが、先生おっしゃったように、国家公務員法には原則として六十歳が定年であるといふことでござりますから、共済年金の支給開始年齢が六十五歳に引き上げられることになれば、この六十歳代前半の方の退職後の所得をどのように保障していくかという点は大変に重要な御指摘のとおりの課題であると思っております。ただ、これは平成二十七年だったと思いますが、先からこの繰り上げが始まつていくということにまず御留意をいただきたいと思います。

そこで、先ほど沢委員からも御指摘があつたとおりでございますが、年金制度上繰り上げ支給制度が設けられておりまし、また雇用面におきましても、先ほど御議論があつたように、高齢者の再任用制度に関する法律が昨年の通常国会で成立をいたしております。また、昨年三月の公務員制度調査会、これは総務庁の審議会でござりますが、二十五年の誤りでございましたので、訂正させていただきます。

そこで、今、国家公務員法第百七条を引かれました。私が、この答申におきましても「二十一世紀の高齢社会において、六十五歳まで働くことのできる社

会を目指し、年金の支給開始年齢の引上げ等にも対応する観点から、公務部門における六十五歳までの雇用に積極的に取り組むべき」という答申が

踏まえまして、最も重要な政策課題の一つとして官民一体となって取り組むべきだと、こういうふうに考えておるところでございます。

○井上美代君 今、大蔵政務次官から答弁がありましたけれども、私は、よく年金財政の安定化などをいうふうに言っておられますけれども、それだけでは先ほどから言いましたものが改善される

というふうには思つておりません。これだけの問題があるので、急いでこれを改正しようといふふうに考えておられるのこそそもそもおかしいといふふうに思つておられます。こういうふうに思つておられるんですけどね。こういうふうに思つておられるんですけどね。だから、財政面から見て、先ほども出ておりましたように積立金があります。こういう積立金などももと活用しながら、一人一人の働く者が犠牲にならなくていいようやつてほしいというふうに思つております。

国家公務員というのは、退職年金制度についてはきちんと公務員法に法律がありまして、そこでは「適切な生活の維持を図ることを目的とするものでなければならぬ」と、こういうふうに書いてあります。この定年退職年齢と支給開始年齢との間にあります、差がつきますね。ここは百七条のこの国家公務員法の法律があるので、このところを私は、我々の生活にとってとても大変になるというふうに思いますときに、やはりここでいうふうに思つておられます。

そこで、人事院の意見の申し出にも出ておりますけれども、「公的年金の支給開始年齢が引き上げられることとなつておられる状況を踏まえ」「職員が定年退職後の生活に不安を覚えることなく職務に専念できるよう雇用と年金との連携を図り得る仕組みを整備する」ことというものがこの人事院の申し出の中に出ているんですね。だから、そのところが非常に大変だというふうに思つております。

きょう、私は地方公務員と国家公務員の共済についてやつておられるわけですから、あの私学関係とか農林関係というのと一体再雇用についてどうなつているのかということが心配されるわけですね。そういう意味でも、私は農林や私学の問題

についてやつておられるわけですから、あの私学関係とか農林関係というのと一体再雇用についてどうなつているのかということが心配されるわけですね。

そういう意味でも、私は農林や私学の問題

についてやつておられるわけですから、あの私学関係とか農林関係というのと一体再雇用についてどうなつているのかということが心配されるわけですね。

時間がなくなつてきておるんですけども、私は、国家公務員が十年間で二十五%の削減をする

ということを閣議決定されておりますけれども、この削減の人数をお聞きしたいというふうに思つておられるんですけども、平成二十五年にこれが始まるときまでに、最重要な政策課題として取り組んでいく

ということです。この審議会の答申も出ておりますし、これを片時も忘れることなく委員御指摘の趣旨を踏まえてやつてまいりたい。こういうふうに思つておるところでございます。

○井上美代君 私は、先ほどもちょっとと出ましたけれども、公務員の再雇用制度についてお聞きをしたいというふうに思つておられます。

再雇用制度が出ておりますけれども、これは今言われました、そもそもは六十五歳になるまで三年ごとに一歳ずつ再雇用の年齢を上げていくといふふうに思つておられるんですけどね。こういうふうに思つておられるんですけどね。だから、その

年ごとに一歳ずつ再雇用の年齢を上げていくといふふうに思つておられるんですけどね。こういうふうに思つておられるんですけどね。だから、その

年ごとに一歳ずつ再雇用の年齢を上げていくといふふうに思つておられるんですけどね。だから、その

○政府参考人(瀧上信光君)　お答えいたします。

府省の再編に合わせまして、国の行政機関の職員につきましては、中央省庁等改革基本法におきまして、十年間で少なくとも一〇%の計画的削減と、独立行政法人への移行等によりまして一層の削減を行うということが規定をされております。この法律の規定を踏まえまして、政府としてもは、計画削減と独立行政法人化等による二五%削減の方針を閣議決定しているところでございま

す。そして、ただいま御指摘のありました公務員の一五%削減の対象となる職員数と削減する職員数でございますが、この二五%削減は各省庁の定員から郵政公社に移行することが予定されています郵政事業の定員を除きました数を対象としておりまして、その数は五十四万人ほどでございます。そしてまた、計算しますと、その二五%に相当する数は十三万六千人ということになります。

○井上美代君　今出ました十三万六千人を削減するということです。

公務員は多いかということですね。多くはないということを私はここで押さえておきたいと思います。日本は諸外国と比べて公務員の数が大変少なくなっているということが言えると思います。人口一千人当たりの公務員数は三十九人です。フランスでは百三人で、日本はその五分の二になるということです。アメリカはどうかといいますと、アメリカは八十人です。そしてドイツが七十七人。それぞれこれで見ますと日本は半分だということですね。これをまず押さえておきたいというふうに思います。

私は、一方で二五%の削減を言いながら一方で

は再任用制度でやつていくと、いうふうに言ってお

られるんですけれども、これが実効性が發揮でき

るかどうかということが非常に不透明だというふ

うに思つております。職員が定年退職後の生活に

大変不安を覚えているということを公務員は言つ

ておられるんですけれども、それはもう当然のこ

とだというふうに思います。

再任用制度というのは、言つてみればそもそも希望者全員が入れるわけではないんですね。だから、そういう意味で差別、選別をするということになつて、選ばれた人たちが残つていくといふふうになります。そして、これはパートの職員も入つております。賃金は低くして、そして責任を持つてやっていくということですので、非常にこ思つております。

このように、二五%削減と言ひながらその一方では再雇用というふうに言つて、これはやはり矛盾しているというふうに思つんですね。二五%の削減をするとなつたら再雇用は減らされると思うし、若い人の新採用も少なくなるというふうに思つております。だから、そういう意味でここにも問題があるというふうに思つております。

こういう厳しい現実に対し、一体、大蔵政務次官また自治政務次官はどういうふうに認識しておられるのかということをお聞きしたいと思うのですが、よろしくお願ひします。

○政務次官(林芳正君)　種々御指摘がございましたが、行政改革の中で国家公務員の再任用制度は有効に機能するんだろうかというようなことも含まれておつたと思ひます。

一義的には我が省のお話ではないかもしませんけれども、私の聞いておりますところによりますと、これを検討された委員会の中で推進方策の一例として以下のようなことが挙がつておつたわけがござります。例えば、職務編成の見直し、部門間の配置転換、職場環境の改善、在職期間の長期化にも対応した研修を行う、それから若年期から配慮の転換を行う、また人事の交流を行つ、生涯生活設計プログラムの実施等いろんな推進策をとつてまゐる。これは関係者各位すべての方の御努力がますます必要になつてくるものといふふうに思つております。

それから、二五%削減ということをございまして、労働省資料では、昨年の十二月、六十歳以上の労働者有効求職者は四十一万二千九百二人に対し、就職できた人数は五千七百二十人、たつたの一%にしかすぎないということが実態調査の中ではつきりしております。

もう時間が参りましたのでやめますが、このように何しろ問題はたくさんあります。しかも四法案です。だから、そういう意味で審議を深めるということで時間を持つていただきたいとお願い

将来どう見ておるのか、国共済の話でございまして、一番厳しいケースで厚生年金被保険者数の比率の一定という仮定を置いた場合には、最終的に組合員数が三割減るという形になつておりますので、例えばそれぐらいの定削があつた場合にも大体同じような数字になるのかなと。その厳しいところも見込んで今の改正をやつておるということをございます。

○政務次官(林芳正君)　お答えいたします。

新たな再任用制度は、働く能力のある者を選考により採用できる制度でございまして、希望者が当然に全員雇用されることを保障するものではありますせんけれども、高齢者雇用の観点から、六十歳代前半に就労を希望される方につきましては職務再編等によって再任用ポストの確保に努めるなど高齢者雇用を進める必要がある、こういうことにつきましては先ほど朝日さんのところで御説明申し上げたとおりでございます。

なお、六十歳代前半の雇用の推進は公務部門に限らず官民共通の課題となつておるところでございまして、地方公務員の方々は特に地方のいろんな民間部門の仕事にお詳しいわけでございます。非常に引く手あまたではないだろうか、このようにも考えております。

と同時に、これから少子化社会を考えましたときに、もう既に地方公務員の構成内容が先ほど申し上げましたように逆三角形になつております。そして、今四十代、五十代がコカ・コーラボトリングの瓶のように真ん中が膨らんでおります。二十歳代、十歳代になりますと本当に少ないというのが現実でございます。

少子化社会において労働力が不足しつつあると対策の中小企業を十分に活用していくという対策を考えるところでございます。

それから、二五%削減ということをございまして、私どもはこの六十歳から六十五歳の非常にすばらし

い有能な方々の雇用につきましては十分需要があるものと考えておるところでございますので、どうかひとつその点も御理解いただきましてこの案をお認めいただきたい、このように思うわけでございます。

○井上美代君　今、両政務次官から御答弁いただ

しまして、私の質問を終わります。
○大脇雅子君 社会民主党の大脇でございます。

まず、農林年金の制度改正についてお尋ねをいたします。

今回審議の対象となっている共済年金制度の見直しの中で農林漁業団体職員共済年金制度というのは、ここ五年間で制度を支える組合員数が約三万人と大幅に減少しております。その反面、年金受給者は約五万二千人増加しておりまして、成熟度は高まっている。このような状況を受け、関係団体は平成十三年四月に厚生年金への統合を強く希望している。

先ほどの議員の質問で、移換金の額などはまだ明快ではない、積算の根拠が違うということで、予定利率をどう考へるかということで、判明していないというお答えですが、しかし統合するという場合に移換金があるは保有積立金の基本的な枠組みというものがなしで議論されているとは到底思えない。試算をされているに違いない。また、見通しとしてはどういう数字を前提として幾つか考へられていて、もう少し詳しく御答弁いただきたいと思います。

○政府参考人(石原葵君) 移換金の問題でござりますが、先ほど厚生省さんの方からお話をあつたとおりでございまして、移換金の問題につきましては、今後、財政検証、それから一元化懇談会、こういう場での関係団体の協議、それいかんによつてその具体的な内容が決まるものだと考えております。

農林漁業団体がこの移換金の問題につきまして非常に関心を持っています。我々いたしましては、もちろん厚生省さんに対しまして、あるいは関係の団体等に対しまして農林漁業団体の意向を十分伝えたいと思つておりますけれども、いざれにしましても移換金の額等につきましては関係団体との協議、それの結果によるものと考へておるところでございます。

○大脇雅子君 厚生省はどういうふうにお考へでいらっしゃるか。

○政府参考人(石原葵君) 基本的な考え方方は先ほど政務次官の方から答弁したとおりでございました。

して、農林共済が単独制度として運用されてきた期間におきまして、そのときにその給付が確定している部分、これにつきましては一人一人の積み上げ計算をして移換金を算出する、こういうことになるわけでございます。

○大脇雅子君 そうしますと、関係団体その他で協議をすると言われるのですが、いつごろをめどにそういう結論が出るのでしょうか。

○政府参考人(矢野朝水君) 今提案している法律が成立後にこの法案を前提とした財政再計算を農林審議会の数理部会で検証する、こういう手続があるわけでございます。それを踏まえまして関係団体、関係者間で相談をして具体的な中身を詰めていく、こういう作業になるわけでございまして、現時点で一〇〇%いつから必ず統合できるといふことはなかなか申しづらい点がございます。

○大脇雅子君 しかし、法制度を改正して、全くそした試算なしでこれから議論するんだということでは余りにも無責任ではないか。移換額と保有積立金の状況から見て、JR共済、JT共済、NTT共済の統合の先例もあるわけですし、JR共済あるいはJT共済の給付に対する各制度からなる財政支援もあるわけなんです。私は、再度その基本的枠組みを確認したいのですけれども、そうした具体的な支援措置を必要とするのかどうか。あるいは、その保有積立金はJR、JT、NTTと比べてどのようになるのかと

思うことは今まで議論されていると思うんです

が、その議論の内容を明らかにしていただきたいと思います。どういう検討をされているのか。結果が言えなくても議論のプロセスは言えると思うんです。

○政府参考人(石原葵君) ただいま委員からお話をあつたとおりでござりますけれども、移換金の計算の方法、これはJR、JT、NTTの例がございます。

○大脇雅子君 厚生省はどういうふうにお考へでいらっしゃるか。

○政府参考人(石原葵君) この三階部分の問題も

ざいます。この例に沿いまして計算することはもちろん可能でございます。

しかしながら、この移換金の計算につきましては二つ問題があると思っております。一つは、将来支給される給付に相当する額を推計する際に物価上昇率それから賃金上昇率、こういう将来の経済変動をどのように見込むのかという問題が一つでございます。それからもう一つは、将来支給さられる給付相当額を統合時点の価格に換算する現価

率、予定運用利回りでございますが、これを幾らにするかという問題がございます。

○大脇雅子君 この二つの問題がございまして、これらにつきまして、先ほど申し上げましたように関係者間の調整が必要となるということございまして、そういう関係者間の調整を経ないままこの額を見積もることはなかなか難しいということございます。

○大脇雅子君 そうしますと、その見通しとしては、他の統合の際必要とされていたような具体的な支援措置というものは必要になるとお考へですか、どうでありますか。

○政府参考人(石原葵君) 先ほど申し上げましたように、その移換金がどうなるのかというのはあくまでそういう関係者間での調整を待たなければ何とも言えないわけでございますけれども、我々といったしましては、そういうJR、JT、NTTの場合に行われましたようなはかの制度からの援助、そういうことは必要ないのではないかといふに考えているところでございます。

○大脇雅子君 農林年金のいわゆる三階建て部分であります退職共済年金の特例につきましては、歴史的な経過として共済年金制度を支える現役労働者の低水準の所得を生涯賃金保障の観点から必要だとして設けられているものと考えられておりましたが、これは一体どのような方向をもつて検討されているんでしょうか。

○政府参考人(石原葵君) この三階部分の問題も

ということになりますと、先ほど申し上げておきますような財政検証、それから関係者間の調整、そのような手続が行われまして、その結果統合するということになりますと、統合時までの農林年金の加入期間に対応して、将来支給される給付のうち厚生年金相当部分、二階部分について農林年金から厚生年金に対しまして必要な額の移換金を移換するということになるわけでございます。

○大脇雅子君 そのような手続を経た後、三階部分の問題になりますと、この三階部分につきましては、農林漁業団体から基金設立の要望が非常に強いということは承知しておりますが、二階部分の移換金の額がどの程度のものになるか、それいかんによってこの三階部分のあり方が決まってくるということで、現時点で三階部分の姿を見通すことには困難であるということでございます。

○大脇雅子君 歴史的な経過など見まして、やはり年金額の低下と、いう形にならないようになります限り検討をしていただきたいと思います。

さて、細かいところでございますが、JR、JT、NTT等の旧公共企業体の共済年金が統合されたわけであります。そのため、その共済年金の事務を処理していた共済組合の職員の待遇は一体のようになつたのでしょうか。とりわけ雇用確保は重要な問題でございまして、農林年金の場合も現在共済年金事務にかかる職員が二百名というふうに言われておりますが、この雇用保障についてどのようにお考へか、お尋ねをいたします。

○政府参考人(藤井秀人君) お答え申し上げます。

○大脇雅子君 旧公共企業体等の共済年金、これは平成九年四月一日、先生御指摘のとおり厚生年金に統合をされました。これらの共済組合におきましては、共済年金事務の処理は各社の社員によって行われていたということございまして、共済組合固有の職員の待遇の問題は生じなかつたというように承知をいたしております。

○政府参考人(藤井秀人君) 具体的に申し上げますと、平成九年の四月以降

二年間、この期間におきましては暫定期間といったしまして厚生年金保険の管掌者たる政府からの受託業務を行つたわけござりますが、平成十

年度末で受託業務が終了したため、各社の共済年金事務に携わつておられました職員数が減少いたしました。これらの職員は、出向元の会社に戻られたり経理システムの開発等に携わられたりあるいはNTT厚生年金基金業務、そういうところに携わつておられると聞いております。

○政府参考人(石原義君) 農林年金の職員の統合後の処遇及び雇用保障の問題でございますが、厚生年金との統合を円滑に進める上で、先生が御指摘ございましたよな職員の処遇、雇用の確保、これは極めて重要な問題であると認識いたしております。

農林年金におきましては、定年退職の不補充、それから希望退職等によりまして時間をかけて減員に努めるなど、雇用上の問題にも留意する方向で組織協議が進められていると承知いたしております。

農林水産省といたしましても、今後の統合に向けての検討の状況を十分見ながら、職員の雇用上の問題にも留意しつつ、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○大脇雅子君 大臣はこの統合に関するどのような態度で臨まれているのか、お答えをいただけたらと思います。

○國務大臣(玉沢徳一郎君) 農林漁業団体は平成十年十一月に農林年金と厚生年金との早期統合を組織決定し、関係省庁に要望しているところであります。農林水産省といたしましても、平成八年三月の閣議決定において公的年金制度の再編成の方向が示されていること、高齢化の進展や農協系の組織の統合等に伴い今後組合員数が減少し受給者が増加する見込まれることなどを踏まえまして、統合の方針で検討する必要があると考え、関係省庁に早期統合の検討をお願いいたしてい

きましたお進めをいただきたいと思います。

さて、國家公務員共済、地方公務員共済制度の改正について、今回、介護休業手当金の制度を設けるということになつております。これは、育児休業手当金とともに、国家・地方公務員である労働者が家族的責任を果たす上での制度保障として高く評価されるべきものだと思ひます。

さて、その給付額についてでございますが、現行は給付額が二五%ということになつておりますけれども、今、雇用保険法の改正によりますと、これは四〇%に上がるということで改善が予定されています。この点について、国家・地方公務員については介護休業に関する手当が制度化された場合、この給付水準について将来はどうのようにお考えでしようか。

○政務次官(林芳正君) 今御指摘のありました件につきましては、國家公務員共済組合法の第六十八条の三で介護休業手当金を設けることになつておりますが、先生がおっしゃったように、今提出しております雇用保険法等の一部を改正する法律案で、民間の方については四〇%に引き上げを予定されておるところでございます。

先ほど来御議論がありますように、この民間との並びという関係の中で、こちらの雇用保険の法律案の附則におきまして、國家公務員共済組合制度の介護休業手当、それから育児休業手当も同様でございますが、十三年一月から二五%から四〇%にそれぞれ引き上げることになつておるといふことでございます。

さて、国家公務員共済組合法の第六十八条の三で介護休業手当金を設けることになつて、これが五歳の定年延長まで進んでいくのかというと、そして生涯設計を可能にするような労働者に対する明快な道筋というものが果たして描かれているのかどうかということが問題だと思います。例えば、ワーキングアリーナの問題等言われておりますけれども、具体的にどのような姿として六十五歳までの現役社会といふことには三つぐらいありますけれども、具体的にどのような姿としてあります。この点について、国家・地方公務員については介護休業に関する手当が制度化されたいと思います。

厚生省と労働省にこの点についてお尋ねをいたしましたが、この給付水準について将来はどうのようにお考えでしようか。

○政府参考人(矢野朝水君) 支給開始年齢の問題につきましては、我が国は世界最長寿国である、こういったことですとか、諸外国の年金制度における六十五歳が支給開始年齢ということになりますが、先生がおっしゃったように、今提出しております雇用保険法等の一部を改正する法律案で、民間の方については四〇%に引き上げを予定されておるところでございます。

さて、行政としましては、従来から六十五歳現役社会といふことで施策を進めてまいっております。六十五歳までの現役社会といふことには三つぐらいありますけれども、具体的にどのような姿としてあります。この点について、国家・地方公務員については介護休業に関する手当が制度化されたいと思います。この点についてお尋ねをいたしましたが、この給付水準について将来はどうないようにお考えでしようか。

○政務次官(林芳正君) 今御指摘のありました件につきましては、國家公務員共済組合法の第六十八条の三で介護休業手当金を設けることになつておりますが、先生がおっしゃったように、今提出しております雇用保険法等の一部を改正する法律案で、民間の方については四〇%に引き上げを予定されておるところでございます。

先ほど来御議論がありますように、この民間との並びという関係の中で、こちらの雇用保険の法律案の附則におきまして、國家公務員共済組合制度の介護休業手当、それから育児休業手当も同様でございますが、十三年一月から二五%から四〇%にそれぞれ引き上げることになつておるといふことは、当然でございまして、雇用対策と連携をとりながら受け入れ体制を整備しつつ段階的に引き上げていきたい、こう思つておるわけでございま

す。

○政府参考人(渡邊信君)

少子高齢化の進展によりますと、これから六十五歳まで継続して勤められ

るという体制のために、従来は再雇用等を含めて

継続雇用制度を導入してほしいということで法律

の中規定をしておりましたが、今般、高年齢者

雇用安定法の改正案を提出いたしまして、定年年齢そのものの引き上げを要請するということにしております。

まず、これから六十五歳まで継続して勤められ

るという体制のために、従来は再雇用等を含めて

継続雇用制度を導入してほしいということで法律

の中規定をしておりましたが、今般、高年齢者

雇用安定法の改正案を提出いたしまして、定年年

齢そのものの引き上げを要請するということにしております。

また、再就職をせざるを得ない高齢者につきましては事業主が在職中から再就職、転職のための支援をする、こういったことを要請す

ることにしておりまして、そのために助成が必要な予算も予算案に計上しておる、こうしたことにしております。

こういった施策によりまして、六十五歳現役といふことの実現に努めてまいりたいと考えて

いるところであります。

○大脇雅子君 終わります。

第七部 国民福祉委員会会議録第二号 平成十二年二月十五日【参議院】

○入澤謹君 今回の年金制度につきましては一応の改革案が出たわけございませんけれども、私も今まで各党各委員の御質問にもありましたように、決して十全なものであるというふうに思っているわけございません。まだ未解決の多くの問題、例えば逆進性の高い定期保険料制度という問題、あるいは保険料未納者、未加入者が一号被保険者の四〇%を超えるという問題、あるいは専業主婦をめぐる第三号被保険者の問題、あるいは学生加入の問題、それからまた保険料の徵収に膨大なコストがかかるというような問題、それから先ほども議論がありましたけれども減額率の問題、これらはいずれも今回の改正によって抜本的に改革されたわけじゃありません。

しかし、今回の改正を前提としてこの四共済法案の審議に臨むに当たりまして大事なことは、政府、それから負担をする現役世代、それから給付を受ける退職世代、この三者のそれぞれだれもが十分に満足を得られるようなレベルというのではなくかこれは求めがたいんではないか、むしろ三方一両損の精神で、どこまでが忍受の限度のレベルであるかということをしっかりと踏まえて、安定性、継続性の視点から制度を構築していくことがいいんじゃないかというふうに思つていています。

そういう意味で、きょうは、四法の中で特に農林漁業団体の共済制度につきまして若干の御質問をしたいのでござりますけれども、一番とにかく国民年金、厚生年金の制度改革を大至急やつてくれと望んでいるのは、もう言わざるが、農林漁業団体でござります。それは、先ほどから各委員がる御議論されていますけれども、とにかく厚生年金との早期統合を団体の方で求めていくというふうに思つております。したがいまして、その職員の老後の安定を図るということは農

業者に対する年金制度、これはベンディングになつていますけれども、農業者に対する年金制度と並んで極めて重要な農林漁業活動分野におけるセーフティーネットじゃないかと思うんです。その意味では、一刻も早く安心する制度をつくっておくことが必要じゃないかというふうに思いました。これを我々が審議を急ぐ一つの理由にしているわけでございます。

具体的に若干の御質問をいたしますけれども、おこなうことが必要じゃないかというふうに思いました。それで、これを我々が審議を急ぐ一つの理由にしているわけでございます。

農林漁業団体が厚生年金との早期統合を求めていっているというけれども、計算がききなくなるんじゃないか、計算ができるなくなるんじゃないかというけれども、もう少し明確に、例えば今のはままでいったら保険制度の原則、年金整理の原則に合致しなくなるんじゃないかな、計算ができるなくなるんじゃないかな、計算ができるなくなるんじゃないかな、計算ができるなくなるかどうか。それから、その背景をいたしまして、この間も通達が出たそうでござりますけれども、農協の広域合併をどんどん進めています。一体その母集団がきちんとと安定的に継続する見込みがあるのかどうか。

それから、先ほどから議論がありますけれども、給与水準が非常に低いということがあります。この給与水準の低さというのは、私はまた日本農政のアキレス腱といふんですかウエークポイントだと思つてますけれども、この給与水準の低さによって、せっかくつくった団体の年金制度も十分な安心感を農民に与えていない、あるいは農協の職員に与えていないということにもつながつてゐるんじゃないかな。

そこで、この両団体を統合するに当たって、具体的な背景事情について、これは局長の方から説

す。

農林年金の組合員数でございますけれども、平成十年で四十八万二千人ということでございま

す。組合員数の四十八万二千は農林漁業が全部入っておりますので、それで四十八万二千ということになりますので、それで四十万人といふことになつておるところでございますが、そのうち農協だけ見ますと約四十万人ということでござ

います。その四十万人のうち農協を除きましたいわゆる総合農協、そういうものを中心としたものに限りますと三十万人といふことでございります。この三十万人、これはちょっと古い数字でございます、平成八年の数字でございますが、この三十五万人を五万人削減するということを農協はもう既に組織決定いたしました、着実にそれを実行しているところでございます。このように、受給権者がふえる一方で肝心の組合員数が大きくなつて、この間も通達が出たそうでござりますけれども、農協の広域合併をどんどん進めています。一体その母集団がきちんと組織決定をいたしまして関係省庁に要望したことなどでござります。

それから、やはり基本的に農林漁業団体がこのように決定いたしましたのは、今申し上げましたような組合員数が大きく減少していること、それから先ほど出来ております平成八年三月の閣議決定で公的年金制度の一元化に向けた取り組みをす

ますと、三十四年一月一日に厚生年金保険から

御指摘があつたとおりであります。御指摘があつたとおりであります。農林年金は昭和三十四年に厚生年金から分離独立いたしております。その間の事情をちょっと御説明させていただ

りますと、三十四年一月一日に厚生年金保険から

分離いたしまして独立したとあります。三十四年に厚生年金から分離独立いたしてあります。その間の事情をちょっと御説明させていただ

○入澤謹君 今回の年金制度につきましては一応の改革案が出たわけございませんけれども、私も今まで各党各委員の御質問にもありましたように、決して十全なものであるというふうに思っているわけございません。まだ未解決の多くの問題、例えば逆進性の高い定期保険料制度という問題、あるいは保険料未納者、未加入者が一号被保険者の四〇%を超えるという問題、あるいは専業主婦をめぐる第三号被保険者の問題、あるいは学生加入の問題、それからまた保険料の徵収に膨大なコストがかかるというような問題、それから先ほども議論がありましたけれども減額率の問題、これはいずれも今回の中によって抜本的に改革されたわけじゃありません。

しかし、今回の改正を前提としてこの四共済法案の審議に臨むに当たりまして大事なことは、政府、それから負担をする現役世代、それから給付を受ける退職世代、この三者のそれぞれだれもが十分に満足を得られるようなレベルというのではなくかこれは求めがたいんではないか、むしろ三方一両損の精神で、どこまでが忍受の限度のレベルであるかということをしっかりと踏まえて、安定性、継続性の視点から制度を構築していくのがいいんじゃないかというふうに思つていています。

そういう意味で、きょうは、四法の中で特に農林漁業団体の共済制度につきまして若干の御質問をしたいのでござりますけれども、一番とにかく国民年金、厚生年金の制度改革を大至急やつてくれと望んでいるのは、もう言わざるが、農林漁業団体でござります。それは、先ほどから各委員がる御議論されていますけれども、とにかく厚生年金との早期統合を団体の方で求めていくといふふうに思つております。したがいまして、その職員の老後の安定を図るということは農

もかかわらず、その見通しは甘く断つたと、こんなことをずっとと言われているわけです。こういう背景の中で、今回、早期統合というのは虫がよ過ぎるんじゃないのかとか、あるいは勝手過ぎるんじゃないのかというふうな意見もあることは事実であります。

これが単に財務上の理由だけで統合ということを求めたのでは、私は大方の理解を得るにはもう一つ不十分じゃないかと。むしろ、農政上の必要性にかんがみ、農協、農林漁業団体の制度の大改革をやっているので、一つの団体として年金制度を持続的に維持することができないんだということを明確に説明すべきじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(石原義君) ただいま先生の方から御指摘があつたとおりであります。御指摘があつたとおりであります。農林年金は昭和三十四年に厚生年金から分離独立いたしております。その間の事情をちょっと御説明させていただ

りますと、三十四年一月一日に厚生年金保険から

分離いたしまして独立したとあります。三十四年に厚生年金から分離独立いたしてあります。その間の事情をちょっと御説明させていただ

ともございまして、それに比べるべき農協等の農林漁業団体の職員の年金制度が非常に市町村の役場の職員等に比べて劣っていくということと、こうなりますと優秀な人材を確保することが困難になるということから、年金制度を設立する、独立するということに決めたものでございます。

それで、平成八年に三共済の統合が決定されたわけでござりますけれども、その際になぜ農協系統の方も決断しなかったのかという点が先ほど御指摘ございました。

この点につきましては、平成八年三月に三共済の厚生年金との統合が閣議決定されたわけでございますが、農協系統はその翌年、平成九年十月にJA全国大会におきまして要員の五万人削減計画を決定いたしております。もちろんその前年にもJA全国大会におきまして要員の五万人削減計画ということがござります。

それから、そういう五万人の削減計画、これらを踏まえまして厚生年金との統合を組織決定するということにしたものでございますが、この点は一番重要な点でございますが、昨年、食料・農業・農村基本法を制定していくだいております。この基本法に基づきまして農政改革を進めているところでございますが、その中で、基本法の中にも農林漁業団体の使命といいますか、これについて非常に期待するところが大でございますが、農協たな基本法を十分に達成するという観点から農協系統が十分な働きをすることが期待されております。

一つは、農業者の営農活動の支援、それから農村社会における必要な住民サービスの提供という問題でございます。こういうものに農協系統が積極的に取り組むことになりますと、結果的に農家、組合員の負担あるいは農業者の負担ということになつてございました。

最後に大臣に、農協に対する国民の理解を深めるということは、このような制度改革をやる上には極めて重要なことなので、大臣からこれから農協の事業あるいは農協の組織のあり方ににつきましてどのような指導方針で臨むのかということについてお聞きして、質問を終わらたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農協系統におきましては、それぞれみずから改革を目指して農協合併や県連合会と全国連合会の統合等の改革を進めているところです。しかしながら、こうした努力のみでは期待される役割を十分果たすものとは考えられません。したがいまして、昨年成立をいたしました食料・農業・農村基本法を踏まえて、食料の安定供給、農業の持続的発展、農村の振興等について農協が從来にも増して積極的に取り組んでいくことが必要と考えております。

このように、率直に言えば財政的にはもう破綻することがわかっているにもかかわらず入らなかつたのかということを、やはり私はどうしてじやないかと積極的に聞きさえしたということを聞いています。

なぜこのときには、率直に言えば財政的にはもう私ではありませんが、これがなかなかいつた統合に付いての法律は出てくるんだだと思いますけれども、そういうものの審議する際には、実態を知らないで賛成したり反対するというのは大変国会議員としては無責任じやないかというふうに思ひます。ですから、大臣にお願いしたいのは、委員長にも大臣にもお願いしたい、それは財政の再計算あるいは支援措置が必要なのか否か、その実情はどうなのか、そういうことをきちっと国会に知らせいただきたい。そのことをきょうぜひとも確約していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これは大臣の責任の問題ですから。

その上で、今、十三年度の厚生年金との統合とそれから完全実施というものが言われているわけであります。

このような事情から今回の組織決定に至つたものでござりますので、よろしく御理解いただきまして、ようお願いいたします。

○人澤謹君 非常に丁寧な御説明をありがとうございます。

このように丁寧な説明をうながすことは、先ほどお話を伺ったときにありました。しかし同時に、その場合に、新聞なんかも書いていますけれども、もし一年でも延びたらばいわゆる持参金が数百億円ふえてしまう。私どももそういう陳情を積極的に受けました。

○堂本暁子君 私が用意いたしました質問は、一番の質問は大脇さんが全く同じ質問をなさいましたけれども、要するに農政上の重要な必要性に基づいてこの統合を位置づけなくちやいけないということを局長は言つたと思うんです。

最後に大臣に、農協に対する今言つたような勝手じゃないかというふうな議論もございましたし、それからまた農協自身が政治活動ばかりやっていいるんじゃないかとか、いろんな意見もあるわけあります。

そこでの農協に対する国民の理解を深めるということは、このような制度改革をやる上には極めて重要なことなので、大臣からこれから農協の農林共済の統合といいのは財政的な事情からではなくて闘議決定を受けてのものであるということをおっしゃいました。今、局長の答弁は少しニュアンスが違つて、組合員の人数が変わってきましたこと、そしてそういう闘議決定を受けてといふことだつたんですねけれども、私が一つやつぱり納得がいきませんのは、公的年金制度の一元化に関する懇談会がJRとかNTT、JTの統合を決め、そして私学共済とそれから農林共済がさらにはこれから、いわゆるさつき局長が言われるいはこれから、いわゆるさつき局長が言われる給付に関してのシステムについても出されなければならない。これは鷄と卵のような関係だと思いますね。どつちが先なのかな。私たちがその実績を知らないままきょうは審議をしているわけですが、それは、先ほどの御答弁の中で、これから調整しなければならない。当然その一元化に関する懇談会も開かなければならぬでしょし。それが年でも延びたらばいわゆる持参金が数百億円ふえてしまつて、これでは余りにも安易過ぎる。

そして、先ほどの御答弁の中で、これから調整しなければならない。当然その一元化に関する懇談会も開かなければならぬでしょし。それが年でも延びたらばいわゆる持参金が数百億円ふえてしまつて、これでは余りにも安易過ぎる。

そういう事態の場合、私が一番ここは、先ほどお話を伺つたところでございました。

農林水産省といたしまして、農協系統が基本法を踏まえて適切な役割を果たしていけるよう農協制度のあり方について検討を進めるとともに、系統における積極的な検討を指導してまいりたいと考えております。

とにつきましては国会にも十分御説明を申し上げ、御理解をいただきながら進めていくことが大事であると、このように思います。

○堂本曉子君 大臣、もう少し明確に。

これは財政破綻だと言つておられるにもかかわらず、もうだれもが非常にあいまいなんですね。もうだれもが三つの一、それも負担しているわけですが、合わせて三分の二を負担しているわけですね。そして、これを今回の改正で、國庫負担を平成十六年度、二〇〇四年になりますが、までに三分の一に引き上げるというふうになっています。そうしまして、これがだけの財源がそれぞの自治体が持てるのかどうかということをお答えいただければと思います。

そこで、財政の再計算あるいは支援措置が必要なのかどうか、その二つについてきちっと国会にお示しいただきたい。この次は統合に関しての法律が出てくるのですから、それより前にお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 再計算のことにつきましては、国会に出させていただきます。

○堂本曉子君 支援策についてはいかがですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 支援策につきましては、これから十分検討をしなければならぬと思いま

すが、今から明確なことはちょっと、私だけが

らは言えないと思いますので、御容赦願いたいと

思います。

○堂本曉子君 大臣に期待するところ大でござい

ますので、ぜひともその辺もきちと。こういう

ことをもしこれからやりますと、やはり国民の信

頼を農業に携わる方が失うということにつながる

と思うんです。特に、私もサラリーマンをやって

おりましたけれども、サラリーマンの方が農林共

済のものを負担しなければならないとか、そ

ういうなうわさすら今出ているときに、国民

全体の支援を受けるためにはやはり農水省がき

ちつとした数字をお示しいただくといふことが何

よりも大事だと思いますので、そのところはき

ちつと御対応いただくことを期待しております。

○厚生大臣 きょうは御出席いただいてありがとございました。

きょうは共済関係の四法案の審議なんですか

れども、私はこれは年金関係の法律のやはり審議の

スタートだというふうに思つております。丹羽厚

生大臣は随分前から、私どもが与党になりました

ころから御一緒に抜本的な全体の社会保障制度改

革に取り組んでこられた。そういった中で、これ

から包括的、抜本的な改正がやはり必要なんでは

ないか。今回の改正は、やはり小手先と申します

か、財政的な事情ゆえの改正のように思ひます。

全体の包括的な改正を一刻も早くする必要がある

し、その責任はやはり厚生省にある、大臣にも大

きいリーダーシップを発揮していただきたいと

思つておりますが、御所見を伺いとうございま

す。これに対して財源措置は大丈夫かということ

でござります。

これから検討ということになるのかもしませんが、私どもとしては、いろいろな地方の税金

について十分これから充実を図つていかなければ

なりませんが、景気の動向等も見合せながら、今言われております外形標準課税の

導入でありますとか、そのほか国からのいわゆる

国税五税と言つておりますものの配分割合でありますとか、あるいは基本的に國の法人税を下げて

いるわゆる地方の税に移していくとか、そういう

いろいろな方策をこれから講じながら財源の充実を

考えて、そしてこの問題に対処していくべきやな

い問題であります。一生懸命頑張りたいと思

います。

○堂本曉子君 ありがとうございました。

○厚生大臣 きょうは御出席いただいてありがとございました。

きょうは共済関係の四法案の審議なんですか

み出すことができた。

そういう意味において、これは昭和三十六年に

スタートいたしまして以来非常に国民の間に定着

していく、しかもどちらかといふと、医療につい

ては皆保険、年金についても皆年金、こういう意

味において国民の大半の理解を得ながら進めてい

く、しかしそういう中においてこれからますます

ふえていくのにどうやっていくんだと。この問題

を今後私たちは十分に検討しなければならない、

こう考えておるような次第であります。

ちなみに、社会保障の給付費は現在六十九兆円

でございますが、二〇二五年には何と二百三十兆円になるわけであります。これをどうするかとい

う問題であります。一つは公費をどこまでやるか。これは国も都道府県も市町村を含めてどういうふうに負担をするか。それか

ら、保険料の問題と曰ふ負担の問題。この三つの

問題。それからもう一つは、率直に申し上げて、こ

れまでの保険で見られる水準の問題。それから範

囲の問題。これも国民の皆さん方に率直に打ち明

かれ経済との調和、これも全く無視するわけに

いかないわけでございまして、将来の現役世代の

皆さんの方の過重な負担にならないようと考えてい

かなければいけない、こういう観点から年金、医

療、こういうような取り組みに取り組んでいると

ころでござります。

小手先とおっしゃいますが、率直に申し上げて

私はいわゆる抜本改革に向けて第一歩を踏み出す

ことができた。それは、例えば賃俸差の問題でも

長年大幅な減俸というのが認められていたわけ

ございますが、この縮小をすることができた。そ

れから、例えば診療報酬の部分におきましては、

出来高払いがあるのは包括払いかという問題でこ

ざいますけれども、いわゆる慢性的なものにつき

ましては包括払いにしていこうじゃないかとい

う一定の線を打ち出すことができた。大変大きなか

ざいますけれども、それからあと、長年の懸案でこ

ざいます。それからあと、長年の懸案でございま

す。

こういう方を要するに一回五百三十円だと、

せんが、どこかの総裁は四千百万円の収入をいた

だしているんです。これは公だから言えるんで

す。こういう方を要するに一回五百三十円だと、

こういうことが果たしてできるのかどうか。こう

いうことを含めて、要するにこれから新しい高

齢者像というものを私たちの皆さんの方の理

解を得ながら進めていかなければならない。大変

難しい問題です。

実際問題として、要するに本音の部分において

は若年世代の公平とかなんとか言いますが、いざ

となると、何があるとこれはもう高齢者へのしわ

寄せたとか、こういうことがありますから、こういうものは私は率直に申し上げて、いわゆる政争の具として扱うではなく、国民全体としてこれから社会保障はどう考えていくかということを冷静に真剣に考えていく。そういう中で、お隣に入澤先生いらっしゃいますが、税方式の問題等いろいろな問題も含まれているのではないかと、こう考えているような次第であります。

○堂本暁子君 大臣も御存じかと思いますが、最近岩波書店から「福祉政府」への提言」という本が出来ました。神野直彦さんはかお書きになっていらっしゃいますが、その表現の中に、年金、医療、失業、それから介護などといった個別分野ごとに相互の脈絡がない、ペッチャーワーク的に進められているというふうに書いていらっしゃいます。

そして、日本の社会保障制度はずたずたに引き裂かれて、理念を完全に喪失しているのではないかというふうにおっしゃっているんですね。

今、大臣がおっしゃった今スタートであるとい

うこと、それも一つの見方だと思いません。同時に、やはり今国民が非常に大きな負担と思つて

いるのは、やはりそういうところが私は大きな原因だ

と思うので、それでしかもそれがスタートして、

これから年金は大変気の長い話ですので、何十年

かかるということだと思いますけれども、それでも

やはりこれは可及的速やかにやるべき政策の一

つのではないかということ、再度大臣のリードアップに期待すると申し上げて、一つだけ具

先ほど大臣は何度も国民に打ち明けてといふ

ようにおっしゃいました。やはり私はその部分が少ないのであります。

二月十日の朝日新聞に掲載された投書でございますけれども、スウェーデンでは将来の年金給付額を試算したお知らせが赤い封筒で勤労者や学生一人一人に届く、日本でもぜひ試みてほしいというふうに書いてあります。

それで、日本ではいろいろ厚生省から資料をい

ただきますけれども、私たちが見てもなかなかわからぬ。でも、やはりあなたはこれから年金を払う年齢になりましたよ、ずっと払い続ければ幾つになったときは幾ら年金が平均だと毎月給付されようになるんですよということをきちっと、赤は余り印象よくないとすれば青でも黄色でもいいですけれども、色はとにかくとして、やはりそういうものを送るという努力を私は厚生省にしていただきたい。

ぜひこれは、あえてきょう大臣に来ていただき最大のお願いは、それは国民一人一人、だれも関係ない人はいないわけです。にもかかわらず、四分の一の国民が年金を信頼しないために支払わないということは、非常にやはり年金制度をめぐらしきりしてしまっている。したがって、非常にもうこれも簡単にできることですし、それから一人一人が

どちらにしても払わないとすれば、その人の個人責任です。行政の方から最も低いそのぐらいの働きかけを若者にしていただきたい。いかがでしょうか。

○國務大臣(丹羽雄哉君) まさに、どちらかとい

うと、反省を込めて申し上げますならば、これまで年金は年金、医療は医療、そして介護は介護、

こういう問題があるから、最初は私的な諮問機関

としてこういう問題について勉強したい、こうい

うことを私が申し上げましたら、総理官邸の方か

ら、これは大変財源も絡む問題であって、総理の直屬の諮問機関としてこの問題について検討をして、こういうような御提案がございました。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 何色と言われましても

赤紙という大変悪い印象を赤には持っております

しやるか、最後にちょっと伺いたいのと、それから大蔵政務次官と矢野局長には質問の時間がなく

なったので申しわけございません。

終わります。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 何色と言われましても

ちょっと戸惑うわけでございますが、私は常に生

涯青春のつもりで、どちらかというと青、グリー

ンの色がよろしいかな、こう思つておるような次

第であります。

○堂本暁子君 ありがとうございました。

○西川きよし君 よろしくお願いいたします。

私が最後になりましたので、お疲れではござい

ますが、おつき合いたいと思います。

諸先生方がいろんな角度で御質問をなさいまし

た。私も当委員会、そしてこちらでお世話になりましても十四年になるんですけれども、またま

た本当にこれから悩み、苦しまなければいけない

委員会になるのではないかなというふうに思いま

す。三年前、三共済がございまして、そのときも

随分悩みました。

まな工夫をいたしておるわけでございます。

私が申し上げたいのは、社会保障というのは私どもが国民の皆さん方に施すのではなくて、お互

いが社会連帯のもとに、お一人お一人が老後の問

題を含めて、要するにどういうような人生設計をつくるかということをぜひとも考えていただきたい。

その中において、いわゆる公的サービスとい

うのほど今までやっていくのか、あるいは自助、

対してどこまで私どもが御支援を申し上げていく

か、こういう観点から御議論をぜひともいただきたい、こう考えているような次第であります。

私も微力でございますが、先生の御支援をいた

だきながらできるだけリーダーシップで一つの方

向き性を見出していきたい、このように考えており

ます。

○堂本暁子君 私は、年齢がばれますけれども、

赤紙という大変悪い印象を赤には持っております

しやるか、最後にちょっと伺いたいのと、それか

ら大蔵政務次官と矢野局長には質問の時間がなく

なったので申しわけございません。

終わります。

○國務大臣(丹羽雄哉君) 何色と言われましても

ちょっと戸惑うわけでございますが、私は常に生

涯青春のつもりで、どちらかというと青、グリー

ンの色がよろしいかな、こう思つておるような次

第であります。

○堂本暁子君 ありがとうございます。

○西川きよし君 よろしくお願いいたします。

私が最後になりましたので、お疲れではござい

ますが、おつき合いたいと思います。

諸先生方がいろんな角度で御質問をなさいま

した。私も当委員会、そしてこちらでお世話になりま

す。三年前、三共済がございまして、そのときも

随分悩みました。

ただ、基本的には、国会にお世話になる前、な

ぜ国会へ寄せていただかなければいけないのかと

い

うその基本だけは今でも守り通しております。

いしま

すが、僕は無所属で一人でございますの

で、ちゃんと一人で判断をさせていただいている

わけです。

そうです。

そういう中から、十二年一月二十二日の新聞、

そ

してまた審議会、いろんな読み物に目を通させ

ていただきました。そして政府の方々にもいろいろ

お話をもお伺いいたしました。自分なりに勉強

いたしました。そして本当に中立では々々々々

いことはいい、悪いことは悪いというようなこと

をはっきりいたしましての基本にのつとつて質問

をさせていただきたいと思います。

先生方から公的年金制度の財政状況、いろいろ

質問がありましたけれども、まず厚生省に僕の方

はお伺いをしたいと思います。

先生方から公的年金制度の財政状況、いろいろ

質問ありましたけれども、まず厚生省に僕の方

はお伺いをしたいと思います。

先生方から公的年金制度の

物差しということで、数理部会でこういう分析をされているということだと思います。

○西川きよし君 この実行保険料率の評価ですけれども、年金審議会での厚生省の御説明によりますと、各保険者の実行保険料率が数理部会の保険料率よりも小さいという場合でもただちに問題があるわけではございませんけれども、それだけ負担を多く先送りしているということで、例えば被保険者数が減少する場合にそういう変化に脆る。その分、先ほどの変化に対しても脆弱であるということございます。

方から御答弁いただきたいと思います。
○政府参考人(矢野朝水君) これは、年金数理部会で提案されました方式と実行保険料を比較いたしまして、実行保険料が下回つておるという方が、國共済、國家公務員共済と農林共済、この二つでございます。

それで、この評価でございませんけれども、数理部会方式の保険料率よりも実際の保険料率が小さい、これが直ちに財政的に問題があるということを示すものではございません。しかし、実際の保険料率が数理部会方式の保険料率よりも低いといふことは、数理部会方式から見ればその分負担を後代に先送りしている、こういうことでございまして、将来、年金数理部会方式よりもさらに大きな保険料負担を求められる可能性があるということが第一点でございます。

さらに、今後組合員数の急激な減少などの予期せぬ事態があった場合にはさらに大きな保険料負担を求める可能性があり、財政的に脆弱な面を持つ、こういう評価でございます。

○西川きよし君 今御説明いただきましたとおりなんですか、その数理部会の評価をそれぞ

れの各共済を所管する担当部局はどういうふうに考えておられるのか、大蔵、自治、農水、文部、御答弁をいただきたいと思います。

○政府参考人(藤井秀人君) お答えいたします。先生御指摘のとおり、年金数理部会によりますと、平成六年の財政再計算に基づく平成七年度から五年間の保険料率の平均が一八%であるのに対しまして、数理部会方式の保険料率は一九%となつております。したがいまして、この期間だけについて見ますと、御指摘のとおり将来に負担を先送りしているということが言えようかと思います。

一方で、年金財政の見通し、これは長期にわたるものでございます。平成六年の財政再計算の結果におきましては、平成三十二年度におきます最終保険料率は三〇・五%になつております。これに對しまして、数理部会方式の最終的な保険料率は平成七年度から五年間の農林年金の掛金に基づく平成七年度末現在で二兆六千九百四十三億円。その積み立ては、当面据え置くものの、財政再計算の結果に基づき適切な水準に段階的に引き上げていくことが重要であると考えているところでございます。

一方で、年金財政の見通し、これは長期にわたるものでございます。平成六年の財政再計算の結果におきましては、平成三十二年度におきます最終保険料率は三〇・五%になつております。これに對しまして、数理部会方式の最終的な保険料率は平成七年度から五年間の農林年金の掛金に基づく平成七年度から五年間の農林年金の掛金

率の平均を出しますと一九・一%ということになります。これにつきまして、数理部会方式を用いて算出いたしますと掛金率は二〇・四%というこ

とになりますして、この期間だけを見ますと数理部会方式の方は掛金率が高いということでございまして、これは、この期間だけを見ますと農林年金につきまして、農林年金につきましては、平成三十二年度におきまして終掛金率は三〇・八%になるというふうに

いざれにいたしまして、私ども重要なこととは、今後の共済年金財政の運営に當たっては、保険料率の段階的な引き上げを適切に行い、もつて制度の安定を図ついくことにあるというふうに考えております。

しかししながら、年金財政の見通しは長期にわたります。したがいまして、平成六年の財政再計算結果で見ましても、平成三十二年度におきまして最終掛金率は三〇・八%になるというふうに

まして、これは数理部会方式を用いますと三〇・三%ということで、数理部会方式の方がむしろ掛金率が低いというようなことになります。

こういうこともございまして、先ほど来出ておりますように、今後の共済年金財政の運営に當たっては、掛け金率の段階的な引き上げを適切に行ついくことが極めて重要なことになります。

○政府参考人(木寺久君) 地方公務員共済についてでございますが、平成六年財政再計算に基づく地方公務員共済年金の保険料は、平成七年度から五年間の平均が一六・四%であるのに対しまして、数理部会方式の保険料率は一五・四%となっておりまして、数理部会方式よりも高いといふとございまして、数理部会方式よりも高いとお答え申し上げます。

○政府参考人(本間政雄君) 私学共済の状況についてお答え申し上げます。

私学共済でございますが、平成六年財政再計算に基づきます平成七年度から五年間の掛け金率の平均でございますが、一三・一%というふうになつておられます。この率でございますが、年金数理部会方式の掛け金率につきましてはこれと全く同率、一三・一%ということでございまして、当面の財

政の安定性は確保できているものと認識しております。

現在の私学共済年金の財政状況につきまして申し上げますと、いわゆる成熟度でございますが、給付面の見直しを行う一方、保険料率につきましては、当面据え置くものの、財政再計算の結果に基づき適切な水準に段階的に引き上げていくことが重要であると考えているところでございます。

一方で、年金財政の見通し、これは長期にわたるものでございます。平成六年の財政再計算の結果におきましては、平成三十二年度におきます最終保険料率は三〇・五%になつております。これに對しまして、数理部会方式の最終的な保険料率は平成七年度から五年間の農林年金の掛金に基づく平成七年度から五年間の農林年金の掛金率の平均を出しますと一九・一%ということになります。これにつきまして、数理部会方式を用いて算出いたしますと掛け金率は二〇・四%といふことになりますして、この期間だけを見ますと数理部会方式の方は掛け金率が高いということでございまして、これは、この期間だけを見ますと農林年金につきましては、平成三十二年度におきまして終掛け金率は三〇・八%になるというふうに

まして、これは数理部会方式を用いますと三〇・三%ということで、数理部会方式の方がむしろ掛け金率が低いというようなことになります。

こういうこともございまして、先ほど来出ておりますように、今後の共済年金財政の運営に當たっては、掛け金率の段階的な引き上げを適切に行ついくことが極めて重要なことになります。

○西川きよし君 次の質問は四番からですけれども、四、五、六と割愛させていただきます。

他の先生方から質問が出ましたので、今度は七番目に参りたいと思うんですけれども、今後の共済年金のあり方をそれぞれお聞かせいただきたいと思うんです。

年金審議会の議事録を少し読ませていただきまます。ある委員の方ですけれども、退職年金の方は老齢年金だと。いわゆる共済の方の退職年金というモノの考え方に対する批判であります。

して一種の公務員に対する怨嗟の声になつてゐる。ですから日本の場合はこの急速な人口構造変化がよその国に比べてはるかに大きく、かつてのピラミッド型がすんなりになり、さらに逆ピラミッドにならうという、よその国が経験していない世界を今経験しようとしている場合に、これははつきり老齢年金で割り切らなければならぬ断固として共済の方に割り切つてもらいたいというのが我々の強い要望です。これは公務員を除いて全国民的要望だと思います。公務員の人も良識のある人は賛成していただいていると思いますけど。

これに對して、他の委員の方ですかけれども、

共済年金の弁護をしているようにお受けとり

になつたかと思いますが、全く逆でございま

す。私も結論的には委員のような意見でござい

ます。共済年金は現在は少なくとも一階と二階

の部分は公的年金として考えていかねばならぬ

といふ段階に来ておりますから、もし職域年

金的なものがあるならば、これはやはり三階に

純化すべきであるところ意見の方が強くな

りつつある。

なお、怨嗟の声があるかどうかは別といたし

まして、世界各国どこでも年金制度というの

は、公務員の年金から出発いたしまして、どこ

の国でも、今、委員が御指摘のような官民格差

と申しますか、アンバランスといいますか、そ

ういうものはいまだに完全に解決した国はござ

いません。解決したのはアメリカぐらいかもし

れませんね。解決したのはアメリカぐらいかもし

れませんね。

というふうにございます。

審議会のやりとりの中で怒られているわけです

けれども、この議論された論点、発言の趣旨、厚

生省の方から御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(矢野朝水君) これは、今、公的年

金制度が各制度に分立しておるわけございま

す。そういう中で各制度の基本的な考え方が違

う、こういう点がございます。今引用されました

ように、共済の方は退職年金ということをござい

ますので、六十五を過ぎてもその制度に入つてお

れば年金がもらえない、こういうことになるわけ

でござります。これに對して厚生年金の方は老齢

年金ということをございますので、六十五歳にな

れば働いておって収入があつても年金がもらえ

る。こういうことで、各制度のよつて立つ考え方

が違うということいろいろ不公平が生じておる

と。これはいわゆる官民格差、ものによりまして

は逆官民格差、こういったものもあるわけでござ

います。

そこで、こういった問題についてどう考えるか

ということでお答えください。

われども、やはりこれは、各制度が分かれています。

就業構造、産業構造が変わると、例えばかつての国鉄みたいに

現役労働者がどんどん減つてしまふ、こういうこ

とになりますと、その制度が非常に不安定になる

わけでござります。それから、給付とか負担の面

で非常に制度ごとに不公平になつてしまります。

したがつて、こういう不安定なものを放置して

おるということは公的年金制度に対する信頼にか

かわる問題でございまして、長期的に見ても安定

したものにしていかなきゃいけませんし、各制度

ごとの負担とか給付の不公平、これは是正してい

かなきやいけない、こういうことでござります。

要は制度の再編成、一元化を着実に進める必要

があるということでございまして、この点につき

ましては、平成八年の閣議決定で、関係省庁を含

めまして再編成を着実にやっていこうということ

で基本的な考え方方が示されておるわけございま

して、ここに年金審議論から導かれる問題とし

ましては、やはり公的年金制度というものは一元化

を目指してできるだけ早く着実に再編成を進めて

けれども、こういった議論につきましてどのように考

えておられるのか。そしてまた、今後の共済年金

の中は厳正な服務規律のもとで中立性を保つて公正

な行政を執行するというような条件を確保すると

いうことも書かれておりますので、この辺も加味

しながら今後の国家公務員共済年金のあり方につ

いて鋭意検討してまいりたいと思っておるところ

でございます。

○西川きよし君 もう時間があとわずかですけれ

ども、こういった議論につきましてどのように考

えておられるのか。そしてまた、今後の共済年金

の中は厳正な服務規律のもとで中立性を保つて公正

な行政を執行するというような条件を確保すると

いうことも書かれておりますので、この辺も加味

しながら今後の国家公務員共済年金のあり方につ

いて鋭意検討してまいりたいと思っておるところ

でございます。

○委員長(狩野安君) 本日の質疑はこの程度と

いたがいまして、今後の私学共済年金制度の

あり方につきましては、他の共済年金制度

と同様に、基本的には厚生年金制度を踏まえて検

討していくことが適当であると考えております。

また、私学共済制度は、教育基本法の趣旨を踏

まえまして、私学教職員について国公立学校教職

員の共済制度と同様の制度を設けて、「私立学校

教育の振興に資する」という目的を有してきて

るところでもござります。

したがいまして、今後の私学共済年金制度の

あり方につきましては、こうした視点を踏まえつ

つておられるのか。そしてまた、今後の共済年金

の中は厳正な服務規律のもとで中立性を保つて公正

な行政を執行するというような条件を確保すると

いうことも書かれておりますので、この辺も加味

しながら今後の国家公務員共済年金のあり方につ

いて鋭意検討してまいりたいと思っておるところ

でございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

午後四時二十四分散会

| | | |
|--|--|--|
| 第九号 平成十二年一月二十一日受理 保険による良い歯科医療の実現に関する請願 | | 紹介議員 吉田 之久君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 将来の安心を保障する社会保障制度の拡充がないまま、今年四月からの介護保険料の徴収開始並びに年金について給付水準の引下げ及び保険料の引上げが議論されることは、建設産業の不況や個人消費の低迷に追い打ちを掛けることになりかねない。 |
| この請願の趣旨は、第一号と同じである。 | | 紹介議員 丸井広孝 外千六百九十九名 荒木 清寛君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 名古屋市東区泉二ノ一九ノ二八 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第一二号 平成十二年一月二十四日受理 介護保険の緊急改善に関する請願 | | 紹介議員 内田亮彦 外五千名 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 京都市伏見区醍醐廻り戸町六六 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第一三号 平成十二年一月二十四日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願 | | 紹介議員 福山 哲郎君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 京都市伏見区醍醐廻り戸町六六 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第一四号 平成十二年一月二十四日受理 社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願 | | 紹介議員 阿部 幸代君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 滋賀県大津市におの浜一ノ一ノ五 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第一五号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 阿部 幸代君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 七 高見涼子 外三千八百三十四 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第一六号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 阿部 幸代君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 兵庫県豊岡市江本二四一 黒田雅 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第一七号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 市田 忠義君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 一 外三千八百三十四名 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第一八号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 岩佐 恵美君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 十四名 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第一九号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 岩佐 恵美君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 二〇一〇外三千八百三十四名 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第二〇号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 田辺健司 外三千八百三十四名 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 二〇一〇外三千八百三十四名 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第二一号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 結方 靖夫君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 二〇一〇外三千八百三十四名 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第二二号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 石川県松任市福増町三八三 福森 秀一 外三千八百三十四名 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 二〇一〇外三千八百三十四名 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第二三号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 大沢 辰美君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 二〇一〇外三千八百三十四名 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第二四号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 井上 美代君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 五 宮嶋重雄 外五千二百四十八 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |
| 第二五号 平成十二年一月二十五日受理 介護保険の緊急な改善に関する請願 | | 紹介議員 佐藤 泰介君 第三十九号 平成十二年一月二十五日受理 請願者 奈良市三条栄町二ノ七 栗山司 この請願の趣旨は、第一号と同じである。 |

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。
紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第四七号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 石川県輪島市市ノ瀬町六ノ二〇五
吉田真吾 外三千八百四十四名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第四八号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 石川県石川郡輪島町森島町あノ二
○ノ三 原久恵 外三千八百三十
四名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第四九号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 仙台市青葉区小田原八ノ八ノ一四
ノE 荒正広 外三千八百三十四
名

紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五〇号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 千葉県印西市草深一、六一六 川
島豈 外三千八百三十四名

紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五一号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 千葉県習志野市屋敷三ノ一三ノ一
五 青木茂 外三千八百三十四名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五二号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 石川県輪島市市ノ瀬町六ノ二〇五
吉田真吾 外三千八百四十四名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五三号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 福岡県久留米市合川町一、四〇六
ノ三 本村一二 外三千八百三十
四名

紹介議員 小泉 親司君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五四号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 埼玉県草加市両新田西町三九三ノ
一九 柳井美和子 外三千八百三
十四名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五五号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡新庄町新町一九五
ノ三 和田純一 外三千八百三十
百三十四名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五六号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 千葉県八街市八街ノ一九九ノ三
一 嶺谷弘子 外三千八百三十四名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五七号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 京都府相楽郡木津町兜台一ノ二ノ
一ノEノ三〇一 高岡留美 外三
千八百三十四名

紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五八号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 福岡県荒尾市八幡台四ノ五ノ四
五 永山和枝 外三千八百三十四
名

紹介議員 宮本 岳志君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第五九号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 大阪市大正区平尾四ノ二二ノ一六
ノ四ノC 照喜名綾子 外三千八
百三十四名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第六〇号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 佐賀県鳥栖市村田町三二三ノ一八
西岡愛子 外三千八百三十四名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第六一号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 福岡県糟屋郡篠栗町尾仲四三七
ノ二〇三 仲田浩和 外三千八
百三十四名

紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第六二号 平成十二年一月二十五日受理
介護保険の緊急な改善に関する請願
請願者 埼玉県狭山市水野七〇九ノ四一
中野智子 外六百三十九名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第三九号と同じである。

第六五号 平成十二年一月二十六日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願
請願者 福岡県三潴郡三瀬町大字玉満二
七〇一ノ八 石橋義和 外千九
十一名

紹介議員 浅上 貞雄君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第六七号 平成十二年一月二十六日受理
社会福祉の拡充等に関する請願
請願者 長崎市旭町二〇ノ一九 大山洋
外六百三十一名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第六八号 平成十二年一月二十六日受理
社会福祉サービス提供業者と契約を結んで利用する方式に転換し、さらに、非営利が原則であった社会福祉サービスに民間営利企業の参入を認める等の社会福祉基礎構造改革が進められている。しかし、社会福祉制度改革は、公的責任の縮小や福祉の営利化ではなく、国及び自治体の責任でサービスの拡充が図るべきである。

現在、措置制度を縮小・廃止して、利用者自らが福祉サービス提供業者と契約を結んで利用する方式に転換し、さらに、非営利が原則であった社会福祉サービスに民間営利企業の参入を認める等の社会福祉基礎構造改革が進められている。しかし、社会福祉制度改革は、公的責任の縮小や福祉の営利化ではなく、国及び自治体の責任でサービスの拡充が図るべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、福祉サービスへの営利企業の参入などで福祉の営利事業化を進める改革はやめること。
二、社会保障予算を増額し、高齢者及び障害者の生活及び介護、子供の保育など国民に対する福祉サービスを国の責任で拡充すること。
三、福祉サービスの質の向上を図るために、ホームヘルパー及び福祉施設職員を大幅に増やし、安定した待遇を保障すること。

| | |
|--|---|
| 紹介議員 井上 美代君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第六九号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七〇号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七一号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七二号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 結方 靖夫君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七三号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七九号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 武志 外六百三十一名 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八〇号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 笠井 亮君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七五号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 和歌山市北出島四三ノ一〇 西中 美穂 外六百三十九名 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七六号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 小池 見君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七七号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 小泉 親司君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第七八号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八一号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 畑野 君枝君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八二号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 高田照彦 外六百三十一名 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八三号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 須藤美也子君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八八号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 八田ひろ子君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八九号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第九〇号 平成十二年一月二十六日受理 社会福祉の拡充等に関する請願 |
| 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第九〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい 医療に関する請願 |
| 紹介議員 富権 練三君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 紹介議員 谷のり子 外六百三十一名 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 |
| 第七四号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 大阪府岸和田市池尻町一七二ノ二 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 紹介議員 笠井 亮君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 |
| 第七四号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 大阪府岸和田市池尻町一七二ノ二 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 紹介議員 筒坂 秀世君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 |
| 第七四号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 大阪市旭区生江一ノ五ノ二三 東 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八六号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 |
| 第七四号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 埼玉県浦和市東高砂町一五ノ一二 赤坂久雄 外六百三十一名 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八八号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 |
| 第七四号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第八九号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 谷のり子 外六百三十一名 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 |
| 第七四号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 埼玉県西尾市桜木町四ノ二二 神 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 | 第九〇号 平成十二年一月二十六日受理 紹介議員 笠井 亮君 この請願の趣旨は、第六七号と同じである。 |

| | |
|---|---|
| 紹介議員 平田仁孝 外三千八百九十三名 平成九年九月からの患者負担増及び消費税率の引上げなどが国民生活を脅かしている。ところが政府は、薬代の負担を増やす薬価制度の改悪、老人の負担を増やす高齢者医療制度の創設、必要な医療を制限する診療報酬の「定額制」の拡大など更なる患者負担増を計画している。公共事業に社会保障の二・五倍の財政を投入するようゆがんだ税金の使い方を改め、世界一高い薬価や医療機器価格にメスを入れれば、医療・社会保障の財源は十分に捻出できる。 | 紹介議員 阿部 幸代君 平成九年九月からの患者負担増及び消費税率の引上げなどが国民生活を脅かしている。ところが政府は、薬代の負担を増やす薬価制度の改悪、老人の負担を増やす高齢者医療制度の創設、必要な医療を制限する診療報酬の「定額制」の拡大など更なる患者負担増を計画している。公共事業に社会保障の二・五倍の財政を投入するようゆがんだ税金の使い方を改め、世界一高い薬価や医療機器価格にメスを入れれば、医療・社会保障の財源は十分に捻出できる。 |
| 紹介議員 市田 忠義君 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 市田 忠義君 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 岩佐 恵美君 平成十二年一月二十六日受理 宮尾とし子 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 岩佐 恵美君 平成十二年一月二十六日受理 宮尾とし子 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 緒方 靖夫君 平成十二年一月二十六日受理 五ー 鈴木博 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 緒方 靖夫君 平成十二年一月二十六日受理 五ー 鈴木博 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 小泉 親司君 平成十二年一月二十六日受理 三 松村哲男 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 小泉 親司君 平成十二年一月二十六日受理 三 松村哲男 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 須藤美也子君 平成十二年一月二十六日受理 外 三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 須藤美也子君 平成十二年一月二十六日受理 外 三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 橋本 敦君 平成十二年一月二十六日受理 五ノ一 西村幸広 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 橋本 敦君 平成十二年一月二十六日受理 五ノ一 西村幸広 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 楠田代二ノ一一ノ一二 松尾 文子 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 楠田代二ノ一一ノ一二 松尾 文子 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 畑野 君枝君 平成十二年一月二十六日受理 松田剛信 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 畑野 君枝君 平成十二年一月二十六日受理 松田剛信 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 立木 洋君 平成十二年一月二十六日受理 三 篠原正博 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 立木 洋君 平成十二年一月二十六日受理 三 篠原正博 外三千八百九十三名 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 紹介議員 池田 幹幸君 平成十二年一月二十六日受理 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | 紹介議員 池田 幹幸君 平成十二年一月二十六日受理 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |

| | | |
|---|--|--|
| 第一〇七号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 四 國本雅史 外三千八百九十三名 | | 紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 |
| 請願者 滋賀県大津市南志賀一ノ一五ノ一 | | 第一一二号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 |
| 四 國本雅史 外三千八百九十三名 | | 紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 請願者 京都府相楽郡精華町桜が丘三ノ三 七ノ一〇 小林元 外三千八百九 十三名 | | 第一一八号 平成十二年一月二十七日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 |
| 請願者 千葉県浦安市富士見二ノ一八ノ四 五百五〇二 森河和雄 外四千九 百九十九名 | | 紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一一三号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一一四号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 請願者 滋賀県大津市際川三ノ八ノ一三 小堀章治 外三千八百九十三名 | | 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。 |
| 紹介議員 筆坂 秀世君 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | | 第一一三号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 請願者 埼玉県和光市下新倉一、〇八九ノ 二四 真坂トシ子 外四千九百九 十九名 |
| 紹介議員 阿部 幸代君 この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。 | | 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一一五号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 紹介議員 宮本 岳志君 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | | 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一一六号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 請願者 宮城県塩竈市玉川一ノ五ノ三六 天野豊祐 外三千八百九十三名 | | 紹介議員 川端朋美 外四千九百九十九名 池田 幹幸君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第九〇号と同じである。 | | 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一一七号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 請願者 奈良県大和郡山市筒井町二九三ノ 一一 久保好平 外三千八百九 三十名 | | 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一一七号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 請願者 泽邦彦 外四千九百九十九名 北 | | 紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一一八号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 請願者 東京都国立市西一ノ八ノ五一 北 | | 紹介議員 岩佐 恵美君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一一九号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 請願者 東京都葛飾区青戸三ノ一四ノ一二 永井昭子 外五千三十一名 | | 紹介議員 大沢 辰美君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一二〇号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 請願者 千葉県野田市木野崎一、七五八 一二〇 大谷かよ子 外四千九百 九十九名 | | 紹介議員 村嘉朗 外四千九百九十九名 笠井 亮君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一二一号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |
| 請願者 東京都葛飾区青戸三ノ一四ノ一二 永井昭子 外五千三十一名 | | 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第一一二号と同じである。 |
| 第一一〇号 平成十二年一月二十六日受理 患者負担の再引上げ反対、安心してかかりやすい医療に関する請願 | | 第一二二号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願 |

する請願

請願者 宮城県多賀城市高崎二ノ一〇ノ六 細野久子 外四千九百九十九名

第一二七号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 埼玉県浦和市山崎一ノ一七ノ一一 宮内甚一 外四千九百九十九名

第一三六号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

する請願

紹介議員 小泉 親司君 細野久子 外四千九百九十九名

第一二三号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 北九州市小倉南区長行西三ノ二三 ノ一九 工藤浩 外四千九百九十九名

第三三号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

紹介議員 橋本 敦君 九名

第一二八号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

請願者 横浜市旭区若葉台四ノ一〇ノ二〇 三 高橋トク子 外四千九百九十九名

第一三三号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 笠坂 秀世君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 神戸市須磨区稻葉町二ノ二ノ一〇 森本正子 外四千九百九十九名

第一三二号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 畑坂 秀世君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 埼玉県北葛飾郡杉戸町堤根四、二七〇ノ四 松尾研太郎 外四千九百九十九名

第一三五号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 畑澤 練三君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 愛知県刈谷市井ヶ谷町青木七七〇 二 野々山麻里 外四千九百九十九名

第一三四号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 畑澤 練三君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 千葉県館山市安布里六七四ノ一 高橋了介 外四千九百九十九名

第一二九号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 畑澤 練三君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 千葉県館山市安布里六七四ノ一 高橋了介 外四千九百九十九名

第一二五号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 畑澤 練三君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 千葉県館山市安布里六七四ノ一 高橋了介 外四千九百九十九名

第一二六号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 畑澤 練三君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 福岡市城南区別府四ノ一ノ四四ノ四 ○一 宮園奈生子 外四千九百九十九名

第一三〇号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 林 紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 福岡市城南区別府四ノ一ノ四四ノ四 ○一 宮園奈生子 外四千九百九十九名

第一三五号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 吉岡 吉典君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 千葉市若葉区小倉町一、七四六ノ一 四 高山二三雄 外四千九百九十九名

第一三一号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 吉川 春子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 千葉市若葉区小倉町一、七四六ノ一 四 高山二三雄 外四千九百九十九名

第一三二号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三三号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三四号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三五号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三六号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三七号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三八号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一三九号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四〇号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四一号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四二号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四三号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四四号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四五号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四五号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四六号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四七号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

紹介議員 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

請願者 西山登紀子君 この請願の趣旨は、第一二三号と同じである。

第一四八号 平成十二年一月二十七日受理 年金改悪反対、安心して暮らせる老後の保障に関する請願

政府は医療、介護、年金及び福祉のすべての分野に及ぶ社会保障構造改革を進め、国民生活に深刻な打撃を与えているが、さらに、社会保障全般にわたる改悪を準備している。これらの改悪は憲法第二十五条で保障された「健康に生きる権利」を国民から奪うものである。ついで、次の事項について実現を図られたい。

- 1、医療改悪に反対し、かかりやすい医療に改善すること。
- 2、介護保険の本人二割負担、高齢者・難病患者の負担及び養代の負担を元に戻すこと。更なる患者負担引き上げ及び高齢者の新たな負担増の計画をやめること。病床を削減する第四次医療法改悪を行わないこと。
- 3、国庫負担を大幅に増額し、高齢者の実態に見合った介護認定、保険料・利用料の引下げ及び低所得者に対する減免制度導入など、介護及び福祉の水準を後退させない措置を探ること。
- 4、十分な医療・看護を保障する診療報酬の抜本的改善を行うこと。
- 5、介護サービス提供体制の確立を図ること。
- 6、年金制度の改悪を行うこと。

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| 1 基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に増額し、全額国庫負担を目指すこと。 | 紹介議員 岩佐 恵美君 十四名 | 一〇〇一 竹内寿美子 外八百七十四名 | 保障の充実に関する請願 請願者 愛知県豊橋市富士見台二ノ二七〇 | 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 岐阜市六条江東一ノ一五ノ八 大 |
| 2 年金財政の巨額の積立金を計画的に活用し、保険料及び掛金の引上げを行わず、賃金スライド制を廃止しないこと。 | 紹介議員 井上 美代君 外八百七十四名 | 第一四一号 平成十二年一月二十七日受理 この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。 | 紹介議員 小泉 親司君 三 早川洋介 外八百七十四名 | 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 飼奈々 敦君 外八百七十四名 |
| 3 年金支給開始年齢の六十五歳への継延べを正面行わず、すべての年金について原則六十歳支給とすること。 | 紹介議員 茅城県土浦市中一、一八四〇六〇 米沢恵 外八百七十四名 | 第一三七号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 茅城県つくば市松代一ノ三三ノ六 小林朱美 外八百七十四名 | 紹介議員 緒方 喬夫君 第一四二号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 岐阜市安食一、一六六 各務雅美 外八百七十四名 | 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 栃木県宇都宮市雀宮町一一ノ一三 高野洋志 外八百七十四名 |
| 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。 | 紹介議員 大沢 辰美君 第一四三号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 長野市若穂川田九八三ノ一 小林 孝之 外八百七十四名 | 紹介議員 須藤美也子君 第一四七号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 長野市稻里町田牧六三六ノ一〇 塩野久美子 外八百七十四名 | 紹介議員 畑野 君枝君 第一五一号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 秋田県雄勝郡羽後町堀内字堀内八 小野雅彦 外八百七十四名 | 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 岐阜市安食一、一六六 各務雅美 外八百七十四名 |
| 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。 | 紹介議員 笠井 亮君 第一四四号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 広島市南区宇品御幸五ノ一二ノ四 藤川悦郎 外八百七十七名 | 紹介議員 立木 洋君 第一四八号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 秋田県横手市大沢字岡立四九 橋フミ子 外八百七十四名 | 紹介議員 織田康子 外八百七十四名 第一五二号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 山口県大島郡大島町小松八六三 松田恵子 外八百七十四名 | 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 愛知県豊橋市吉川町一五三ノ三 真木友江 外八百七十四名 |
| 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。 | 紹介議員 小池 春君 第一四五号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 茅城県稻敷郡阿見町阿見三、五一 西山登紀子君 | 紹介議員 林 紀子君 第一五四号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 笹坂 秀世君 三四ノ一三 根本宏之 外八百七十四名 | 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 鈴木 勉 外八百七十四名 | 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 鈴木 勉 外八百七十四名 |
| 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。 | 紹介議員 市田 忠義君 第一四〇号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 長野県上田市大字富士山四、三一 元木藤登 外八百七十四名 | 紹介議員 佐藤 伸君 第一五〇号 平成十二年一月二十七日受理 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 茅城県小県郡丸子町上丸子二、〇 | 紹介議員 岩佐 恵美君 十四名 | 安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会 保障の充実に関する請願 請願者 岐阜市六条江東一ノ一五ノ八 大 |

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一五五号 平成十二年一月二十七日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 栃木市箱森町七ノ一三 権田まり

子 外八百七十四名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一五六号 平成十二年一月二十七日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 山口県柳井市大字古開作一、〇三

六 北村彩 外八百七十四名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一五七号 平成十二年一月二十七日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 山口県大津郡油谷町大字河原一、

五八五ノ七 小林義政 外八百七

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一五八号 平成十二年一月二十七日受理
安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会
保障の充実に関する請願

請願者 山口県熊毛郡田布施町宿井 高木

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一六〇号 平成十二年一月二十七日受理
医療費負担の引上げ反対、介護保険の緊急改善に
関する請願

請願者 茨城県土浦市真鍋四ノ五ノ四五

第七部 国民福祉委員会会議録第二号 平成十二年二月十五日 【参議院】

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一六一号 平成十二年一月二十七日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 齋藤芳子 外二千名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一六二号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡楠形町上宮地一、

一一一ノ二 横内義則 外九百九

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一六三号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 大島三枝子 外五万八千四百四十

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一六四号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋一ノ三六

ノ一八 三村奈月 外五万八千四

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一六五号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 清水芳江 外五万八千四百四十

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一六六号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 中山仁 外五万八千四百四十名

七、保育は国及び自治体の公的責任で行い、常利企業に保育所を経営させないこと。

請願者 名古屋市西区笹塚町一ノ八ノ二ノ百四十名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。

第一六七号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 東京都目黒区大橋二ノ一三ノ二

紹介議員 平野 伸也君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一六八号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋一ノ三六

ノ一八 三村奈月 外五万八千四

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一六九号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 清水芳江 外五万八千四百四十

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一七〇号 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋一ノ三六

ノ一八 三村奈月 外五万八千四

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第一七一年 平成十二年一月二十八日受理

安心してかかりやすい医療・看護への改善と社会

保障の充実に関する請願

請願者 東京都世田谷区三軒茶屋一ノ三六

ノ一八 三村奈月 外五万八千四

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

| | | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | | | | |
| 紹介議員 岩佐 恵美君 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 第一七二号 平成十二年一月二十八日受理 | 紹介議員 西山登紀子君 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 |
| 第一六七号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 請願者 名古屋市名東区猪子石二ノ一〇六 | 第一七二号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 |
| 請願者 東京都目黒区原町二ノ二〇ノ一六 | 渡嘉敷猛 外五万八千四百四十 | 紹介議員 小泉 親司君 | 十名 | 請願者 ノ三 伊藤亨 外五万八千四百四 |
| 紹介議員 緒方 靖夫君 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 紹介議員 緒方 靖夫君 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 紹介議員 西山登紀子君 |
| 第一六八号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一七二号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一七二号 平成十二年一月二十八日受理 |
| 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 請願者 愛知県丹羽郡大口町余野一ノ一六 | 紹介議員 須藤美也子君 | 名 | 紹介議員 西山登紀子君 |
| ○ 近藤元子 外五万八千四百四十 | 十名 | 稲葉知登世 外五万八千四百四十 | 四百四十名 | 十名 |
| 紹介議員 大沢 辰美君 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 紹介議員 稲葉知登世 外五万八千四百四十 | 四百四十名 | 紹介議員 西山登紀子君 |
| 第一六九号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一七三号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一七三号 平成十二年一月二十八日受理 |
| 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 請願者 京都市右京区鳴滝蓮花寺町六ノ八 | 紹介議員 立木 洋君 | 名 | 紹介議員 西山登紀子君 |
| 請願者 山口県防府市大字新田九九八ノ一 | 九 長澤満 外五万八千四百四十 | 紹介議員 烟野 君枝君 | 十名 | 十名 |
| 紹介議員 笠井 亮君 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 |
| 第一七〇号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一七八号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一七八号 平成十二年一月二十八日受理 |
| 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 請願者 京都市左京区山端川岸町四八 江 | 紹介議員 畑中津川市苗木一、四四六ノ | 名 | 紹介議員 西山登紀子君 |
| 請願者 名古屋市東区筒井一ノ一二ノ一七 | 〇令子 外五万八千四百四十 | 紹介議員 八田ひろ子君 | 四十名 | 十名 |
| 鈴木たい 外五万八千四百五十 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 一四 安保利男 外五万八千四百 | 四十名 | 十名 |
| 紹介議員 小池 晃君 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 第一七九号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一七八号 平成十二年一月二十八日受理 |
| この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 紹介議員 富樫 練三君 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 請願者 大阪府藤井寺市小山五ノ二ノ二五 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 |
| 第一七五号 平成十二年一月二十八日受理 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 請願者 一四 安保利男 外五万八千四百 | 名 | 請願者 大阪府藤井寺市小山五ノ二ノ二五 |
| 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 紹介議員 和歌山県有田郡湯浅町湯浅一、八 | 第一七八号 平成十二年一月二十八日受理 | 松原美幸 外五万八千四百四十 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 |
| 請願者 山梨県甲府市下石田二ノ二四ノ一 | 百四十名 | 紹介議員 吉岡 吉典君 | 名 | 請願者 東京都台東区竜泉一ノ二二ノ一〇 |
| 紹介議員 林 紀子君 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 第一七九号 平成十二年一月二十八日受理 | 北島広子 外五万八千四百四十 | 北島広子 外五万八千四百四十 |
| この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | 紹介議員 吉岡 吉典君 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 | この請願の趣旨は、第一六一号と同じである。 |
| 第一八四号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一八三号 平成十二年一月二十八日受理 | 保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願 | 第一八三号 平成十二年一月二十八日受理 |

保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願

請願者 東京都大田区東馬込二ノ五ノ一一 原義隆 外五万八千四百四十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一六一號と同じである。

第一八五号 平成十二年一月二十八日受理
年金改悪反対、安心して暮らせる老後保障に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町四ノ九ノ三 二 小谷智紀 外百八十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

政府は高齢化を理由に、保険料・掛金の大額引上げ、年金給付の切下げ、厚生年金報酬比例部分の支給開始年齢の段階的な引き延ばし、賃金ストライド制の廃止などを行おうとしている。一方、年金財政は毎年十兆円もの黒字を出し、厚生年金及び国民年金の積立金は百七十二兆円にもなっている。この財源を年金だけに使えば、掛金の引上げ及び給付の切下げを行わず、十分な給付を実現できる。また、平成六年の年金改定時に国会で基礎年金国庫負担割合の三分の一から二分の一への増額、国の責任による無年金障害者の救済等の附帯決議が全会一致で行われている。

ついては、憲法第二十五条に定める生存権に基づく国民本位の年金制度を実現するため、次の事項について実現を図られたい。
一、基礎年金の国庫負担割合を三分の一から二分の一に増額し、全額国庫負担を目指すこと。
二、年金財政の巨額の積立金を計画的に活用し、保険料・掛金の引上げを行わず、賃金スライド制を廃止しないこと。
三、年金支給開始年齢の六十五歳への繰延べを当面やめ、すべての年金について原則六十歳支給とすること。

第一八八号 平成十二年一月三十一日受理
保険による良い歯科医療の実現に関する請願

請願者 茨城県鹿島郡神栖町溝口一、七二五ノ一 大久保浩 外千四百八十名

九名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一八九号 平成十二年一月三十一日受理
医療費負担の引上げ反対、介護保険の緊急改善に関する請願

請願者 茨城県土浦市神立町二、六六四ノ二 高橋栄一 外三千五百十一名

紹介議員 小林 元君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一九〇号 平成十二年一月三十一日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市富士ノ上三ノ二 面沢良雄 外四十九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第一九六号 平成十二年二月一日受理
保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願

請願者 山口県下松市西豊井一、六一ノ一〇ノ六ノ四二 鶴岡富美子 外九九十九名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第一六一號と同じである。

第一九九号 平成十二年二月二日受理
臍帯血の保存・管理に要する費用の医療保険適用等に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一六一號と同じである。

第一九一号 平成十二年一月三十一日受理
保育・学童保育予算の大額増額、保育施策の拡充に関する請願

請願者 横浜市泉区緑園七ノ六ノ五 広岡信子 外九百九十九名

紹介議員 久野 恒一君

この請願の趣旨は、第一六一號と同じである。

第一九四号 平成十二年二月一日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡石部町石部中央四ノ五ノ二 普沼繁男 外二百六十九名

紹介議員 奥村 展三君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第一九五号 平成十二年二月一日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 茨城県ひたちなか市平磯町一、一三六ノ一 根本長明 外九百四十四名

九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

まれた。

第二〇〇号 平成十二年二月二日受理
食品の安全確保対策に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

近年、食品添加物の安全性や農薬、動物用医薬品などの残留問題に加えて、遺伝子組換えなどによる食品の安全性に対しても、国民の関心が高まっている。また、ダイオキシン、内分泌から乱化学物質などの環境汚染物質による食品の汚染も社会問題となっている。さらに、食品等の国際基準及び国内基準の整備に際して、その経過が広く公開されていないことに国民は不安を募らせている。ついては、食品安全行政を充実・強化するとともに、次のような食品の安全確保対策を講ぜられたい。
一、食品の安全性確立のための基準整備などについて、消費者を参加させるとともに、情報公開を充実させること。
二、遺伝子組換え食品のうち、表示対象となるものを適宜見直すとともに、表示制度を運用するための組織を整備すること。
三、食品中のダイオキシン及び内分沁から乱化学物質による健康被害を予防するための調査・研究を充実させるとともに、検査及び監視体制を強化すること。

第三〇八号 平成十二年二月二日受理
社会保障の拡充、将来への安心と生活の安定に関する請願

請願者 東京都練馬区富士見台二ノ二ノ四 大野信雄 外四百三十七名

紹介議員 小川 敏夫君

この請願の趣旨は、第一三号と同じである。

第二二〇号 平成十二年二月三日受理
介護保険等の緊急改善に関する請願

請願者

埼玉県上尾市瓦葺二、七一六ノ五
ノ七ノ五〇九 山本常幸 外六千

紹介議員

阿部 幸代君
七百十六名

介護保険の実施が今年四月に予定され、昨年十月からは申請の受付及び認定が始まっている。しかし、新たな保険料の負担増やサービス体制整備の遅れは重大であり、さらに、四万人の人が要介護認定作業により介護給付の対象から除かれ、要介護認定を受けても判定によつては従来受けたいたサービスよりもサービス水準が低下する事態も予測される。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、政府は介護保険及び高齢者福祉に係る国庫負担金を緊急に増額し、保険料・利用料の減免及び認定にかかる制度改善並びに高齢者福祉制度の拡充を行い、市町村に対する支援を強化すること。

二、政府はホームヘルパー等の人材の確保・増員及び少なくとも現在の特別養護老人ホームの待機者の解消を始めとする必要な施設の確保を緊急に図り、サービス提供体制を抜本的に整備・拡充すること。

三、必要なサービスを保障できるようにするため、サービス体制の確保及び必要な制度の改善が図られるまでは保険料の徴収を延期し、その間は、国及び自治体の責任でサービスを提供し、現在の福祉水準を引き下げない措置を探ること。

平成十二年二月二十二日印刷

平成十二年二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C